

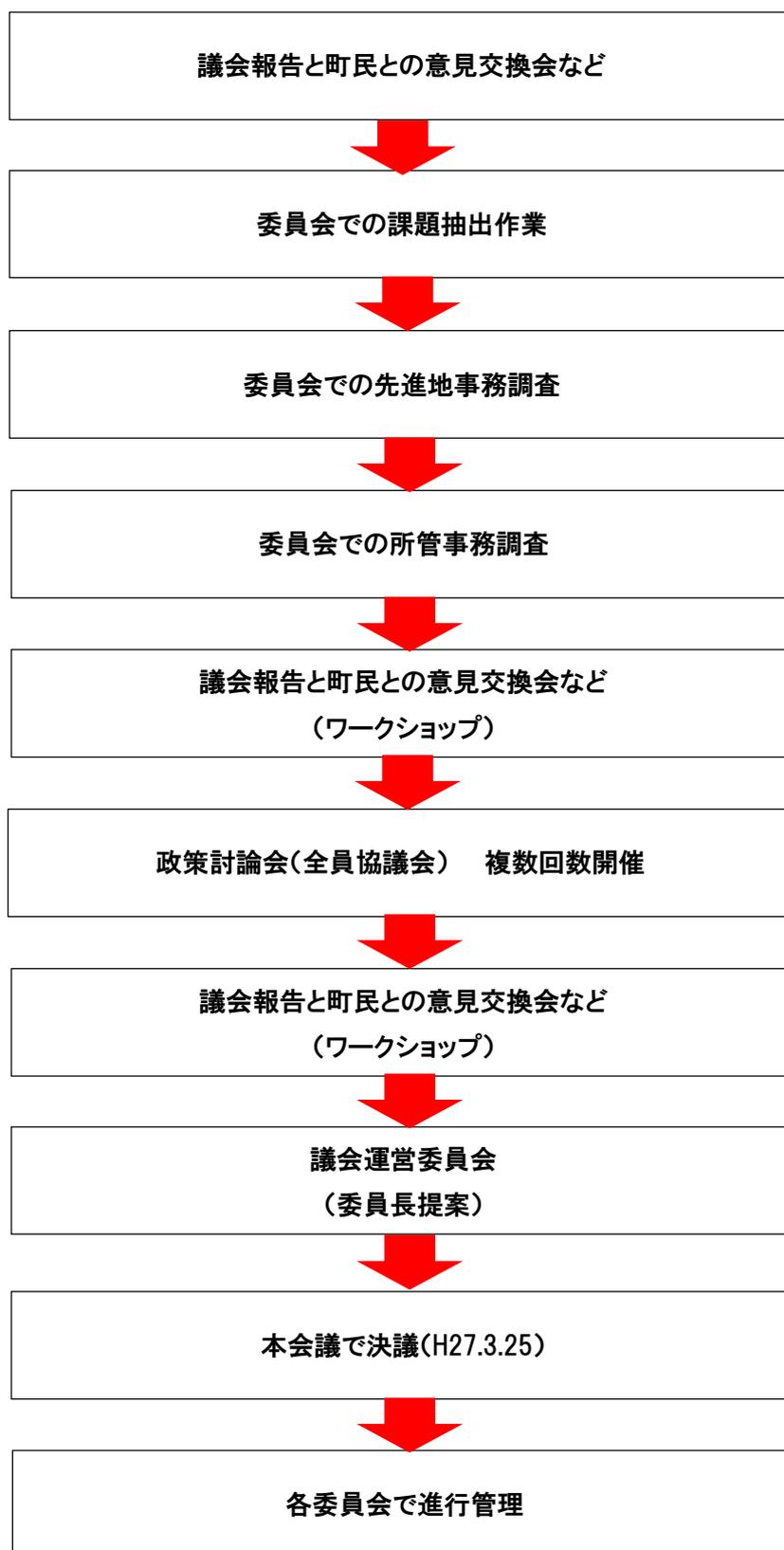
平成 26 年度
先進地事務調査から政策提言への成果概要
(議会政策形成サイクル)



平成 27 年 3 月 31 日

芽室町議会

平成 26 年度の政策形成サイクル（政策提言）の流れ



1 平成 26 年度の先進地事務調査の実施概要

芽室町議会基本条例第 2 条第 2 項「議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。」及び第 8 条第 5 項「議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。」に基づき、各委員会は先進地事務調査を行い、全件を政策提案しました（3 常任委員会は決議、議会運営委員会は計画化の上、一部は平成 27 年度実行、さらに平成 28 年度に予算化を決定）。

委員会	調査内容	政策提案状況
総務常任委員会	総務常任委員会道内先進地事務調査 1 視察日時：平成 27 年 5 月 28 日、29 日 2 視察項目：公共施設マネジメント手法の導入「札幌市の公共施設のあり方に関する提言の策定経過等について」 3 視 察 先：札幌市、北海道大学公共政策大学院 4 参加議員：藤森委員長、青木副委員長、梅津委員、中野委員、柴田副議長	政策提案 （平成 27 年 3 月 25 日定例会議決議）
厚生常任委員会	厚生常任委員会道内先進地事務調査 1 視察日時：平成 26 年 10 月 9 日、10 日 2 視察項目：資源ごみの持ち去り防止について 3 視 察 先：北広島市、芦別市 4 参加議員：岡崎委員長、高橋仁美副委員長、高橋源委員、吉田委員、広瀬議長	政策提案 （平成 27 年 3 月 25 日定例会議決議）
経済常任委員会	経済常任委員会道内先進地事務調査 1 視察日時：平成 26 年 5 月 7 日、8 日 2 視察項目：公共施設マネジメント手法の導入「自己水源から依存水源への移行に伴う経過等について」 3 視 察 先：石狩市、北海道大学公共政策大学院 4 参加議員：常通委員長、齋藤副委員長、柴田委員、小椋委員、正村委員、広瀬議長	政策提案 （平成 27 年 3 月 25 日定例会議決議）
議会運営委員会	議会運営委員会道外先進地事務調査 1 視察日時：平成 26 年 5 月 20 日～22 日 2 視察項目：「芽室町議会 ICT 計画策定に向けた先進地における取組状況等について」 3 視 察 先：千葉県流山市議会、埼玉県飯能市議会、神奈川県逗子市議会 4 参加議員：小椋委員長、高橋仁美副委員長、齋藤委員、岡崎委員、藤森委員、常通委員、青木委員、広瀬議長	①芽室町議会 ICT 計画策定 ②H27 総合計画実行計画計上（H27 委員会ソリューション導入決定。H28 以降タブレット検討（BⅢ/D ランク＝町 ICT 計画未策定のため）



総務常任委員会 北海道大学公共政策大学院 (左)



札幌市 (右)



厚生常任委員会 芦別市 (左)



北広島市 (右)



経常任委員会 石狩市



議会運営委員会 飯能市 (左)



逗子市議会 (右)

2 各委員会の先進地事務調査後の協議経過

総務常任委員会

回	開会日	種別	内 容
1	6月9日	調査	公共施設総合管理計画の策定について 先進地事務調査の振り返りについて
2	6月26日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
6	9月2日	調査	公共施設等総合管理計画策定について

3回調査

・厚生常任委員会

回	開会日	種別	内 容
1	5月14日	調査	政策形成サイクル対象事業の抽出について
4	6月30日	調査	H26 政策形成サイクル選定事業について
5	7月14日	調査	資源ごみ持ち去りの状況について
6	7月23日	調査	資源ごみ持ち去りの状況について
7	8月6日	調査	先進地事務調査の実施について
9	9月1日	調査	先進地事務調査の事前質問事項について
10	9月12日	調査	先進地事務調査の事前説明事項について
12	10月17日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
13	10月30日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
14	11月18日	調査	先進地事務調査報告書（案）について
16	12月8日	調査	先進地事務調査報告書（案）について

11回調査

・経済常任委員会

回	開会日	種別	内 容
1	5月27日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
2	6月16日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
3	6月17日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
4	6月18日	調査	先進地事務調査報告書の内容について
5	7月16日	調査	農作物等生育状況調査について
9	9月24日	調査	上水道事業施設整備基本計画策定について
11	12月16日	調査	上水道事業施設整備基本計画策定について

13	1月28日	調査	上水道事業施設整備基本計画策定について
17	3月24日	調査	上水道事業施設整備基本計画策定について

9回調査

・議会運営委員会

回	開会日	種別	内 容
3	5月23日	調査	先進地事務調査の振り返りについて
5	6月13日	調査	議会運営委員会先進地事務調査報告書（案）について
6	6月19日	調査	議会運営委員会先進地事務調査報告書（案）について
13	9月19日	調査	議会 ICT 推進基本計画（案）について
	9月13日		総合計画実行計画計上
	9月26日		全員協議会
	10月14日		総合計画ヒアリング

4回調査



3 平成 26 年度の先進地事務調査の総括報告内容

委員会	総括事項
<p>総務常任 委員会 (平成 26 年 6 月 24 日 定例会議報告)</p>	<p>公共施設は、公用の施設やその他の構築物と工作物であり、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構築物、公営企業の施設等（病院・上下水道等）、プラント系施設（斎場・浄水場・汚水処理場・廃棄物処理場等）も含む包括的なものである。</p> <p>今回、当委員会では、公共施設の一つである地域集会施設等の再整備計画を調査する中で、単に地域集会施設の維持・更新にとどまるべきではないと考え、公共施設マネジメントに詳しい北海道大学公共政策大学院の石井教授を訪ねたうえで、先進地の札幌市への事務調査を行ったものである。</p> <p>石井教授と札幌市の担当職員の説明を総合すると、「これまでの公共施設整備は、右肩上がりの経済成長が継続する前提として進め、都市的な利便性を付与し、国土の均衡ある発展に資すると考え、財政調整制度のもとで事業を進展させてきた。しかしながら、人口減少時代および超高齢化社会に突入する中で、今後の公共施設の整備は、資本費を含む維持運営費用とその財源の見直しを適切に実行していくことが必要になる。縦割りの弊害から脱し、地域的な特性を踏まえた整備方針に基づいて、計画的かつ効率的なストックの維持更新など従来と抜本的に異なる」ということができる。</p> <p>おりしも町は、総務省の公共施設総合管理計画の策定要請を受け、計画策定の意向を示している。公共施設は「町民の資産・財産」であり、計画が「町民の未来の姿」であることを念頭に、次の 5 点について考慮のうえ取り進めるよう求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共施設総合管理計画の策定にあたっては、公共施設マネジメントが第一義的に求める「どのようなまちづくりにするか」の基本理念づくりを念頭にすること。 (2) その基本理念の確定および基本方針の策定にあたっては、町民はもとより多方面からの学識経験者などの意見を参考にすること。 (3) 公共施設総合管理計画の策定にあたっては、札幌市が取り組んだように公共施設マネジメントの一手法として、次世代を担う子どもたちの意見も十分に聴取し反映すること。 (4) 広域的な視点から、隣接する市町村との公共施設のマネジメントも視野に入れて行うこと。

	<p>(5) 役場庁舎建設基本計画、地域集会施設等再整備計画等は、公共施設マネジメントの理念や手法を踏まえること、さらに、公共施設再配置構想にも盛り込み、町民へ情報を共有すること。</p> <p>なお、当委員会としては、地域集会施設等再整備計画および公共施設マネジメントの業務について、今後も調査を継続していくものであるが、これらが全常任委員会に及ぶものであることから、政策討論会において議員間討議も図っていくべきものとする。</p>
<p>厚生常任 委員会 (平成 26 年 12 月 24 日 定例会議報告)</p>	<p>本町では、指定された委託業者以外の者による資源ごみ持ち去りの実態があり、町民からの苦情も多数寄せられている。</p> <p>このことから、先進地事務調査の前段に、町の取組状況について調査したところ、「ごみステーションに出された資源ごみは無主物（誰の所有物でもない物）であり、資源ごみの持ち去り行為に違法性はなく、具体的な対策を取ることはできない。しかし、町内会等の団体が実施している資源分別回収庫からの持ち去りは違法行為（窃盗罪）であり、資源物分別回収庫による資源ごみの収集を推奨し、防衛するしか対策はない」との見解であった。</p> <p>これらの調査結果から、当委員会としては、先進地事務調査及び全国の事例を調査したところ、資源ごみの所有権が市町村にあることを条例に明示したうえで、資源ごみの無断の持ち去りを禁止している事例や、所有権については明示しないものの、市町村及び指定事業者以外の者による収集・運搬を禁止し、これに違反した者には罰則を科す条例を制定している事例があり、これらの市町村では、資源ごみの持ち去られる量が減少し、効果を上げていることを確認した。</p> <p>また、「資源ごみは無主物であり、無断持ち去りに違法性はない」との町の見解についても、「ごみ集積所に出された資源ごみは、住民から自治体に対する送致の行為であることから、資源ごみの所有権は自治体に帰属する」とする考え方や「集積所に出された資源ごみは、住民が所有権を放棄した無主物であり、これを自治体が代理占有しているため、自治体は無主物先占により所有権を得る」との考え方もあり、当委員会としては、ごみの所有権及び無断持ち去り行為についての町の見解を再度整理する必要があると判断したところである。</p> <p>なお、本町から排出される資源ごみの処理は、十勝環境複合事務組合において行われており、本町単独による対策だけでは十分な効果を上げることが難しいことから、組合構成市町村と共同で取り組む必要もあると考えるところである。</p>

	<p>これらの理由から、当委員会としては、次の4点について考慮のうえ対策を進めるよう強く求めるものである。</p> <p>(1) 資源ごみの所有権について、他市町村の法的解釈を参考に調査・検討し、その考え方について再度整理すること。</p> <p>(2) 先進事例を基に、ごみ持ち去り禁止条例の制定について検討すること。</p> <p>(3) 資源ごみ持ち去り防止対策を行う際には、住民へ説明を徹底するとともに、周知期間を十分に設けること。</p> <p>(4) 本町単独による取組では、十分な効果を上げることが難しいことから、十勝環境複合事務組合の構成市町村全体として取り組むよう、町から働きかけること。</p>
<p>経済常任 委員会 (平成26年 6月24日 定例会議報告)</p>	<p>公共施設は、公用施設やその他の町が所有する構築物とその他の工作物であり、いわゆる「ハコモノ」の他、道路・橋りょう等の土木建築物、公営企業の施設等（病院・上下水道等）、プラント系施設（斎場・浄水場・汚水処理場・廃棄物処理場等）も含む包括的なものである。</p> <p>これまで公共施設整備は、右肩上がりの経済成長が継続することを前提として進められ、小規模町村についても、都市的な利便性を付与していくことが、国土の均衡ある発展に資するものと考えられ、財政調整制度のもとで事業を進展させてきた。</p> <p>しかしながら、人口減少時代及び超高齢化社会に突入していく中では、今後の公共施設の整備に当たっては、資本費を含む維持運営費用とそれに費やす財源の見直しを適切に実行していくことが必要になる。</p> <p>縦割りの弊害から脱し、地域的な特性を踏まえた整備方針に基づく計画的かつ効率的なストックの維持更新など、従来と抜本的に異なる方針が求められることから、「芽室町上水道事業施設整備基本計画策定」については、次の3点について考慮しながら進められるよう強く求めるものである。</p> <p>(1) 現状の上水道事業の実態について、町民、議会と情報共有を行うこと。</p> <p>(2) 適切な料金設定等による将来を見据えた企業会計の経営に努めること。</p> <p>(3) 将来の施設維持更新のための財源について、現時点から確保に努めること。</p> <p>なお、当委員会としては、「芽室町上水道事業施設整備基本計画策定」について、議会政策形成サイクルに位置付けるとともに、今後も調査を</p>

	<p>継続していくものである。</p> <p>また、その調査結果については、政策討論会を通じて議員間討議を行い、町に対して提言を行っていくものである。</p>
<p>議会運営 委員会 (平成 26 年 6 月 24 日 定例会議報告)</p>	<p>本町議会においては、第一義的には住民参加を目的とした議会 ICT の推進を図り、同時に紙資源の減量化と会議の効率化を目指すべく、その基本的な方針については、次の 3 点が考えられる。</p> <p>1 点目として、平日などに議会の傍聴が不可能な町民に対して、議会情報を発信し、さらに意見を聴取するなど ICT を活用したフォーラム機能を用いること。</p> <p>2 点目に、議会事務局職員等も含め、少ない資源を最大限活用するための議会内の効率化手法を念頭に取り組むこと。</p> <p>3 点目に、議会に対する町民等の関心を引き寄せる方策として、データを加工可能な状態で支障のない範囲で開くことを検討すること（オープンデータ化）。</p> <p>今回の先進地視察をもとに、議会の ICT 推進化に向け、当委員会が主体となり全議員で協議を進め、執行機関側とも十分な調整をしながら議会 ICT 計画の策定に着手していくものである。</p>

4 平成 26 年度 議会政策提案・提言予定 12 事項（抽出）
（平成 26 年 12 月末時点）

		当初に各委員会が選定した事務事業名
総務	1	新エネルギー事業の推進
	2	地域防災対策事業の推進
	3	地域集会施設維持管理事業の推進（公共施設マネジメント導入）
厚生	4	国民健康保険特別会計の赤字決算の解消について
	5	介護保険制度の充実
	6	病院経営の健全化
	7	資源ごみ持ち去りの禁止
経済	8	上水道事業施設整備基本計画策定事業
	9	人々が集う中心市街地づくり事業の推進
	10	都市景観啓発・普及事業について
	11	農作物有害鳥獣駆除事業について
議運	12	議員の審議会等委員への就任辞退及び町議会議員等弔慰規程（昭和38年2月9日規程第4号）の廃止

平成 26 年度 議会政策提案・提言予定 4 事項（抽出）
（平成 27 年 2 月末時点）

		当初に各委員会が選定した事務事業名
総務	1	地域集会施設維持管理事業の推進（公共施設マネジメント導入）
厚生	2	資源ごみ持ち去りの禁止
経済	3	上水道事業施設整備基本計画策定事業
議運	4	議員の審議会等委員への就任辞退及び町議会議員等弔慰規程（昭和38年2月9日規程第4号）の廃止

5 議会フォーラム（議会報告会と町民との意見交換会）における町民との協議

全 町	老人クラブ（市街地）	老人クラブ（農村部）
<ul style="list-style-type: none"> ・めむろ駅前プラザ （議会フォーラムⅠ・Ⅱ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央第2クラブ （保健福祉センター） ・睦親和会 （西地区コミュニティセンター） ・弥生寿老人クラブ （弥生福祉館） ・みどり寿老人クラブ （緑町生活館） ・南が丘クラブ （南地区コミュニティセンター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・上芽室末広クラブ （上芽室農業研修センター） ・坂の上老人クラブ （坂の上寿の家） ・美生老人クラブ （美生農業研修センター） ・中伏古老人クラブ （中伏古老人憩いの家） ・栄長寿会（新嵐山荘） ・上伏古老人クラブ （上伏古改善センター）

13 会場／383 人参加



議会フォーラムⅠでのワークショップ



議会フォーラムⅠでの報告

(1) 議会フォーラムの意見交換会（ワークショップ）発言内容と回答

■議会運営委員会関連（議会フォーラムⅡ）

班	意見等	対応
3	<p>議会 ICT</p> <p>80 議会のICT化はどのように進めるのか。ぜひ、成功させてほしい。</p>	<p>・議会 ICT 計画を策定中ですが、議会ホームページ改革やペーパーレス化、会議手法を変えるなど多岐に及びます。今後、議会だよりでお伝えします。</p>

■総務常任委員会関連（議会フォーラムⅡ）

班	意見等	対応
1	なし	
3	<p>㉔ 行政から町内会への働きかけを提言するとあるが、町内会ではなく、未加入者にすべきではないか。</p>	<p>・3月定例会議で梅津議員が一般質問しましたが、自主的な活動とはいえ町内会未加入世帯が役30%であり、情報の伝達等に課題が生じているのは事実です。</p>
5	<p>㉑ 長芋つるネット処理と雇用について</p> <p>㉒ 町内会の未加入者問題について</p> <p>㉓ 災害対策について周知が不徹底。</p>	<p>・これらを含めた計画を策定すべきと考え、町に提言します。</p> <p>・3月定例会議で梅津議員が一般質問しましたが、自主的な活動とはいえ、町内会未加入世帯が役30%であり、情報の伝達等に課題が生じています。</p> <p>・町は防災計画を策定しています。要望として町に伝えます。</p>

■経済常任委員会関連（議会フォーラムⅠ）

班	意見等	対応
1	<p>① 夢プラン実現隊からの条例制定の陳情が議会に伝わっていない。</p>	<p>・要望として町に伝えます。</p>
2	<p>② 500円で高齢者が集える場所をつくるべき。</p> <p>③ 先進地視察を生かしてほしい。</p>	<p>・要望として町に伝えます。</p> <p>・御意見としてうかがいます。</p>
4	<p>④ 魅力ある素材の情報発信を。</p> <p>⑤ まちなか駐車場を活用し、商店街</p>	<p>・要望として町に伝えます。</p> <p>・要望として町に伝えます。</p>

	を歩き豊かさを訴えては。 ⑥ 町道の管理・保全を（特に 10 線道路）。 ⑦ 水源地の現状確認を。	・要望として町に伝えます。 ・要望として町に伝えます。
--	---	--------------------------------

■経済常任委員会関連（議会フォーラムⅡ）

班	意見等	対応
4	⑧ プレミアム商品券を時々発行してほしい。	・要望として町に伝えます。H27 も実施する予定です。
5	⑨ エゾシカ駆除を進めてほしい。	・町も要望として町に伝えます。

■厚生常任委員会関連（議会フォーラムⅠ）

班	意見等	対応
1	① 公立芽室病院の経営健全化を。 ② ごみステーションの回収ボックスの助成事業を。	・総務省の基準に沿い一般会計からの繰入は H25 年度で 4 億円余りです。赤字は 1 億 4 千万円。どこまでなら経営が赤字という定義が困難ですが、どこまでも赤字でいいということにもなりません。現在、病院でも外部のアドバイスを受けているところであり、その結果を踏まえて議会も注視していく予定です。 ・補助金は 1 基 12 万円です。
2	③ 病院経営は難しい。 ④ ごみ持ち去り回収ボックスは、1 2 万円助成か。	・公立病院は地域医療を担っており、利便性は高いと考えます。しかし、民間とは異なり不採算部門（救急、入院など）も抱えることから経営は厳しくなっています。 ・そのとおりです。
3	⑤ 民生委員の成り手不足の問題は深刻です。	・御意見としてうかがいます。
4	⑥ 独居老人の把握を。町内会と手を組んだ取組を。	・町内会加入率が 70% という問題もありますが、今後町内会の役割も大きくなります。町は高齢者保健福祉計画に基づき事業を行っています。

	<p>⑦ 介護士の所得保障を。</p> <p>⑧ 介護に関する手当の直接支給を。</p> <p>⑨ 介護保険料が高すぎる。</p> <p>⑩ 病院経営の健全化を。</p> <p>⑪ 町内会と連携し高齢者の把握を進めるべき。</p> <p>⑫ 資源ごみ持ち去り禁止条例を制定すべき。</p>	<p>・介護士の所得は、H27年度の制度改正で引き上げが予定されています。町独自では対応できません。</p> <p>・同上。</p> <p>・介護サービスを利用する人が多いことから高くなっています。</p> <p>・町内会加入率が70%という問題もあるが、今後町内会の役割は大きくなる。町は高齢者保健福祉計画に基づき事業を行っています。</p> <p>・町へ政策提言します。</p>
5	<p>⑬ 公立芽室病院の赤字体質の原因究明は、決算で判明できないか。</p> <p>⑭ 公立芽室病院は経営を大きな問題とすべきでない。</p> <p>⑮ 公立芽室病院の経営を改善させるには、入院患者を多く入れること。</p> <p>⑯ 公立芽室病院の経営責任者は誰か。</p> <p>⑰ 資源ごみの持ち去り禁止は、活用できるシステムを検討すべき。</p> <p>⑱ 資源ごみを別に収集していますが、どのくらいの収入があるのかを調査し分析すべき。</p>	<p>・①③の回答と同様。</p> <p>・①③の回答と同様。</p> <p>・御意見としてうかがいます。</p> <p>・町長です。</p> <p>・町へ政策提言します。</p> <p>・町へ政策提言します。</p>

■厚生常任委員会関連 (議会フォーラムⅡ)

班	意見等	対応
1	<p>⑲ 資源ごみボックスをつくってはどうか。</p> <p>⑳ 公営住宅を建てずに道営住宅の空室対策を。</p>	<p>・町へ政策提言します。</p> <p>・当面、町独自の建設計画はない。本町に道営住宅はありません。</p>
2	<p>㉑ 医療費は何歳から自己負担が2割になるか。</p>	<p>・70～74歳の一定以下の所得の世帯が対象です。</p>
3	<p>㉒</p>	<p>㉒ ごみ収集問題について</p> <p>・町へ政策提言します。</p>

	<p>て</p> <p>②③ 公立芽室病院の職員が多すぎるのではないか。</p> <p>②④ 公立芽室病院の経営は、黒字でなくてもよいが、入院患者を増やさない利益が出ないのではないか。</p> <p>②⑤ 資源ごみにはごみではないというシールを貼ってはどうか。町民が注意しやすいのでは。</p>	<p>・基準に従い配置していますが、医師、看護師、介護士など不足している状況です。</p> <p>・御意見としてうかがいます。</p> <p>・町へ伝えます。</p>
4	<p>②⑥ 公立芽室病院の赤字の原因をしっかりと説明してほしい。</p> <p>②⑦ 公立芽室病院の赤字会計解消は安心料である。</p> <p>②⑧ 介護施設に関わって思うことですが、歩行困難な方、食事介助が必要な方が多いのに驚いています。</p> <p>②⑨ 資源ごみの助成金をアップしてほしい。</p>	<p>・①③の回答と同様。</p> <p>・①③の回答と同様。</p> <p>・御意見としてうかがいます。</p> <p>・町へ伝えます。</p>



議会フォーラムIIでワークショップ



グループ発表

(2) 老人クラブとの意見交換会（議会報告会と町民との意見交換会）の議論

上芽室末広クラブ 対応一覧表

NO	意見	担当	対応
3	公立芽室病院の診察や会計の待ち時間の長さについて	厚生	町に要望しました。
4	薬の処方について		町に要望しました。
5	救急外来の対応について		町に伝えました。
7	介護保険制度の周知について		町に要望しました。

3 公立芽室病院の診察や会計の待ち時間の長さの解消について

Q：朝早くから待っていてもお昼に呼ばれ、会計でも長時間待たされた。

A：状況を病院に伝えました。

4 薬の処方について

Q：健康診断を受診した際、どこも悪くないのに薬がたくさん処方されたが、赤字経営だからか。

A：薬の処方は必要があるときに限られると思いますが、薬の処方の仕方について意見があったことを病院に伝えました。

5 救急外来の対応について

Q：緊急外来で病院に行ったのに「今先生は休憩時間のため待っててください」と言われた。

A：病院に状況を伝え、改善するよう伝えました。

7 介護保険サービスを理解していない人への対応について

Q：介護保険サービスは「お金がかかる」との理由でサービスを利用しない人がいる。制度を十分に理解できていないのではないかと心配だ。制度について説明してあげてほしい。

A：地域包括支援センター職員も知っていることなので、本人の見守りと制度の周知に努めるよう伝えました。

弥生寿老人クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
4	地域福祉館の備品等の整備について	総務	町に要望しました。
5	地域福祉館の施設整備について		町に要望しました。
1	後期高齢者数について	厚生	回答済み
2	公立芽室病院の長所について		回答済み

4 地域福祉館の備品等の整備について

Q：福祉館の備品、テーブルの更新を希望する（整備計画を紙面で示すべき）。

A：特定した地域施設整備はできない。全体計画(全施設)の中で整備されるものであり、町に計画的整備策定を示すように伝えました。

5 弥生地域福祉館の施設整備について

Q：福祉館改修にあつては、音響整備やお年寄りに配慮した施設整備を求める。

A：施設は、老若男女が利用するもので、地域と協議により進めるものであり、町にその旨を伝えました。

1 後期高齢者について

Q：芽室町における後期高齢者の人数は。

A：平成26年11月時点で、2,550人です。

2 公立芽室病院の長所について

Q：厚生常任委員会では、公立芽室病院経営を政策課題とする説明を受けた。自身は芽室町に住んで幸せと考えるが、公立芽室病院の良い面も聞かせてほしい。

A：総合病院の機能があり、町外医療機関に診察のため出向かなくてもいいというメリットがあります。医師の過重労働、入院患者の高齢化で看護師なども業務が多忙ですが、本当に一生懸命です。小児科の再開は町民に大変喜ばれており、4階の長期入院体制も助かっていると聞きます。

中央第二老人クラブ対応表

NO	意見	委員会	対応
4	芽室町の介護保険料について	厚生	回答済み
5	介護保険料、介護保険税について		回答済み
3	病院の新しい駐車場について	厚生	回答済み
7	病院からの薬について	厚生	町に要望しました。
8	公立芽室病院の経営について		町に要望しました。
15	老人福祉施設について		回答済み
18	PET 検診の助成について		町に要望しました。
19	資源ごみの持ち去りについて		回答済み
10	介護施設について		回答済み
16	上洪山小旧校舎、平和小旧校舎などの管理について	総務	町に要望しました。

3 病院の新しい駐車場について

Q：植栽などで、あまり台数を駐車できないように感じるが？

A：植栽については、既存西側の駐車場と合わせたところであり、台60台が駐車でき

ます。

4 芽室町の介護保険料について

Q：芽室町は高いが理由は。

A：施設整備が充実され、介護サービスの利用者が多いことによります。

5 介護保険料、介護保険税について

Q：保険料と保険税の違いは何か。保険には税は無いと思う。もう少し勉強してもらいたい。

A：督促期間や滞納金の強制執行の不可等に違いがあります。

7 病院からの薬について

Q：薬の飲み方、薬害について薬剤師から話を聞きたい。老人会などに来てもらいたい。町も力を入れてはどうか？薬の飲み方で医療費が抑制されると思うが。保健師には年1回、例会で話をさせていただいているが、薬剤師から話をさせていただきたい。

A：町へ伝えました。病院では出前講座も開始したところです。

8 公立芽室病院の経営について

Q：公立病院は個人病院と異なり、町民の病気の予防に力を入れることで、多少赤字でも理解されるのでは？

A：御意見として伺います。

10 介護施設について

Q：大規模の施設は建設しないと聞いているが、小規模施設の整備計画は？

A：現時点で、小規模施設の整備計画はありません。

15 老人福祉施設について

Q：東京都荒川区にあるような子どもと老人が交流できる小規模施設をつくるべきだ。

A：ふれあうことのできるエリアとして社会福祉協議会の「なごみ」、町の「西区子どもセンター」、子育て支援センターなど複数の施設があります。

16 上渋山旧校舎、平和旧校舎などの管理について

Q：両施設は、草がぼうぼうに生え、町の財産管理が不十分。議会も町の財産管理状況をしっかり見るべきだ。

A：御意見として伺います。

18 PET検診の助成について

Q：他町村でも補助しているところがあるので、芽室町でも助成してはどうか？結果的に保険料の削減につながるのではないか。

A：町へ伝えました。

19 資源ごみの持ち去りについて

Q：何が、どう問題なのか？詳しく教えてほしい。

A：資源ごみは有価物であり、町にとって損失となる。

栄長寿会 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
2	介護保険制度について	厚生	回答済み

2 介護保険制度について

Q：介護保険制度の改正後、認定3以内の入所者は、どうなるのか？

A：原則として介護度3以上だが、退所させられることはないと考えます。

みどり寿クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
4	地域生活館について	総務	町に要望しました。
5	冬期間の避難場所について		町に要望しました。
8	ごみの持ち去り禁止について		町に提言します。

4 地域生活館の建て替え・改修について

Q：地域生活館建替え構想は、早期建替えを希望する。(コミセン、福祉・生活館のネーミングは関係せずに)

A：西コミセンが存在する中で、この地域に新しいコミセンは難があるが、集会施設建設は考える方向にあると思います。

Q：地域集会施設改修にあっては、軽い身体運動のできる部屋がほしい。

A：高齢者に優しい施設建設(バリアフリー)と共に、地域の方々との意見交換するよう町に伝えました。

5 冬期間の避難場所について

Q：冬期間の避難場所の周知徹底を行ってほしい。

A：その旨、町に伝えました。

8 資源ごみの持ち去り禁止について

Q：資源ごみの持ち去りに対する対応を講ずることはできないのか。資源はごみではない。資源ごみの言葉を廃止して「資源」としては。

A：先進地では条例により、他町からの収集業者侵入を阻止する事例があります。町に提言しました。

美生老人クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
6	「かっこう」について		町に要望しました。
10	公立芽室病院の駐車場について	厚生	回答済み
5	水道水の質について	経済	町に要望しました。

5 水道水の質について

Q：美生地域の水道水の質に問題がある。冬は冷た過ぎ、夏は生ぬるい。何とかならないか。

A：実態を含め、今後調査します。

6 「かっこう」について

Q：かっこうの調理室は2階であるが、階段の昇降が大変なので1階にしてほしい。また、暖房も一日中入っており無駄ではないか。

A：そのような声があることを町に申し入れました。

10 公立芽室病院の駐車場について

Q：公立芽室病院に新しくできた駐車場から受付まで入るのが不便であり改善できないか。

A：病院の規模が大きくなると、駐車場からの距離はどうしても遠くなるのはやむを得ないと考えます。

中伏古老人クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
3	介護（無届け）ハウスについて	厚生	回答済み
6	農業委員会機能について	経済	回答済み

3 介護（無届け）ハウスについて

Q：介護（無届け）ハウスが報道されているが、芽室町にも存在するのか。

A：芽室町にあるとは聞いていません。

6 農業委員会機能について

Q：鳥獣駆除に2メートルのフェンスを計画しているようだが、渋山川沿いの山林を開放して「河川や山林の所管も含まれることから、この件には答弁をせずに聞き置いた」農地法第3条による借地は、特定の農業者に偏り傾向にあり、農業委員会機能を発揮すべき。

A：特定の農業者に偏りとは言わないまでも傾向はあるかも知れません。町村によっては借り手がいなく遊休地の存在する町村も存在します。別の見方をすると芽室町は恵まれた地域といえます。

南が丘クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
1	防災について	総務	町に要望しました。
5	健康プラザ入口の車椅子用のスロープについて		町に要望しました。
7	南コミセンの街灯について		町に要望しました。

2	資源ごみについて	厚生	町に要望しました。
---	----------	----	-----------

1 防災について

Q：避難訓練の呼びかけだが、何の訓練かわからない。防災放送が聞こえない。放送機設置場所の西側地区が聞こえない。

A：周知の方法も含め、町に伝えました。

Q：美生川の堤防の整備は、大雨に対応できるのか。

A：町に伝えました。国道38号線から上流は、道の1級河川です。相応の堤防を備えています。

Q：防災ハザードマップがない。

A：各家庭に配布されています。しまい込みなどにより防災ハザードマップが無い会員がいるようです。すぐ見える場所や玄関口等に掛ける仕組みになっているのでしょうか。

2 資源ごみについて

Q：資源をゴミと呼ぶから持って行かれるのでは。

A：町に提言しました。

Q：ステーション（囲いのある物）からは持って行かれていない。

A：町に防止策を提言しました。

Q：南地区へ繋ぐ東3条の信号機の要望について出ていたと思うがどうか。

5 健康プラザ入口の車椅子用のスロープについて

Q：健康プラザ入り口の車椅子用のスロープを低くしてほしい。

A：町に伝えました。

7 南コミセンの街灯について

Q：南コミセンの街灯が暗いので、会議が終了する時間まで明るくできるように改善してほしい。

A：町に伝えました。

睦親和会 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
1	資源ゴミの持ち去りについて	厚生	町に提言しました
2	特別養護老人ホーム芽室けいせい苑の入所について		回答済み
3	介護保険料の引き上げについて		回答済み
4	病院の赤字について		回答済み
5	鉄南地区子どもセンター建設について		回答済み

1 資源ゴミの持ち去りについて

Q：この地区でも資源ゴミの持ち去りがあった。なんとかならないか。

A：厚生常任委員会でも調査を行い、資源ごみ持ち去り禁止に向けた対策を行うよう町に提言しました。

2 特別養護老人ホーム芽室けいせい苑の入所について

Q：要介護3以上でなければ入所できないのか。

A：介護保険制度が改正され、特養入所は、原則要介護3以上の方に限定されますが、すでに要介護2以下で入所している方には適用されません。

Q：介護保険料を払っているのに、町内にある施設に入居できない。芽室町民が優先的に入所できるようにしてほしい。

A：町民が優先して入所できるのは、29人以下の小規模多機能型居宅介護施設やグループホームなどで、それ以外が優先入所とはならないのが実情です。

3 介護保険料の引き上げについて

Q：介護保険料は5,100円から5,600円程度に引き上げされるのか。

A：平成27年～29年度の3年間の基準額は、5,610円になります。

4 病院の赤字について

Q：病院はなぜ赤字なのか。

A：診療科によって収支は異なる。平準化すると1億4千万円ほどの赤字となります。

5 鉄南地区子どもセンター建設について

Q：西子どもセンターがあるのに、6億円もかけて新たな子どもセンターを建設する必要があるのか。

A：西子どもセンターは西小学校の児童を主な対象とし、鉄南地区の子どもセンターは芽室小学校の児童を主に対象とします。子どもたちが安全・安心過ごせる「居場所」や「仲間づくり」として、児童館（70人）と放課後児童クラブ（140人）の機能を持ち、必要な施設です。

上伏古老人クラブ 対応一覧表

NO	意見	委員会	対応
7	地域福祉館の利用状況の公表について	総務	町に要望しました。
9	資源ごみ持ち去り禁止について	厚生	町に提言します。
10	斎場の正門の整備について		町に要望しました。
11	資源ごみ収集車の区別について		町に要望しました。

7 地域福祉館の利用状況の公表について

Q：地域福祉館の利用状況を広報誌すまいる等で示してほしい。

A：町に要望しました。

9 資源ごみ持ち去り禁止について

Q：資源ごみ持ち去り禁止条例を早く制定してほしい。

A：町に政策提言する予定です。

10 斎場の正門の整備について

Q：斎場の正門をきれいにしていただきたい。

A：町に要望しました。

11 資源ごみ収集車の区別について

Q：資源ごみ収集業者の車両とそれ以外の車両を区別できるように資源ごみ収集業者の車両にステッカーを貼ってほしい。

A：町に要望しました。



上伏老人クラブ



美生老人クラブ

6 商工会役員会と経済常任委員会との意見交換会

平成26年11月6日（水）商工会会議室

■商工会役員出席者14人（谷口副会長、田島副会長、高橋、丹野、珠玖、成田、太田、長田、村上、鈴木女性部長、佐々木、高橋、石原、桑田）

1 中心市街地活性化策について ・武藤連合会会長から先進地視察の報告。振興組合の件など質疑。 委員長：今年度の抽出事務事業でもあるので引き続き事業展開を注視していく。
2 まちなかの駐車スペースについて ・駐車場ではなく店舗前の道路に駐車できるようにならないか？昔は道路は駐車禁止ではなかった。それが客離れの一因とも考えられる。 ・委員長：正副委員長で担当課に確認する。
3 富良野市での空き店舗対策 ・富良野市ではどこが主導して空き店舗を埋めたのか？ ・委員長：正副委員長で商工会などに確認する。
4 経済の地域内循環のしくみについて ・地元でお金が廻るようなしくみづくり、意識付けを町全体で考えないと明るい未来は見えてこないのではないか？ ・委員長：ご意見があった旨を担当課に伝える。
5 空き店舗対策について ・持ち主の考えをはっきりさせないと根本的な対策が進まないのでは。手放したい人には、政策的に税制の優遇などして、駐車場にすることも考えられる。退職教員による学童保育など柔軟に考えればできることはまだまだあるのでは。 ・委員長：ご意見があった旨を担当課に伝える。
6 芽室町の歴史・観光情報について ・芽室町の歴史や芽室遺産などを見て廻るにはどこへ行けばわかるのか？教えてくれるのか？情報のPRが不十分では。 ・委員長：今年度の抽出事務事業である、「都市景観啓発・普及事業」でもある公共サイン整備計画にも係わることで引き続き注視していく。また、観光物産協会に関連することについては担当課に伝える。

7 北海道大学公共政策大学院との連携(院生との意見交換)

平成 26 年 10 月 26 日(日) 本会議場

■総務常任委員会

- 1 新エネルギー事業の推進
- 2 地域防災対策事業の推進
- 3 地域集会施設維持管理事業の推進(公共施設マネジメント導入)

・石井サポーターアドバイス(8月27日)

公共施設マネジメントは、一定の公共サービス機能を残すことが前提。トータルの面責を設定し、どう施設を残すかということ。現在、住民は知らないが、住民がほしいということが正しいか。将来のことを考えるのが議会の大きな役割となる。町と議会で、施設の必要性が異なる主張をするのはいい。帯広市などとの広域連携を進めるべき。

1 新エネルギー事業の推進

- ・院生：芽室町における新エネルギーの種類は。
- ・委員長：農業残渣(長イモのツルネットの活用=燃料ペレット化=北海道工業試験場と開発中)、太陽光パネル(公共施設、家庭用助成、木質ペレット(街路樹・支障木・剪定枝)、美生ダム小水力発電試験中)
- ・院生：中心市街地の活性化と新エネルギーを組み合わせる(雇用創出)考えては。
- ・経済委員長：検討したい。
- ・議長：雇用創出は地域活性化と連動。大きい課題。

3 地域集会施設維持管理事業の推進(公共施設マネジメント導入)

- ・院生：人口規模の割に、ハコモノが多い。
- ・議長：住民の要望に基づき、応えてきた経緯はある。したがって、公共施設マネジメントを導入して今後の施設のあり方を考えていかなければならないと考えている。

■厚生常任委員会

- 1 国民健康保険特別会計の赤字決算の解消について
- 2 病院経営の健全化
- 3 介護保険制度の充実化
- 4 資源ごみ持ち去りの禁止

・石井サポーターアドバイス(8月27日)

住民の意識が最もないのが地域医療問題である。子どもを将来も産める病院かどうか住むことへの選択要素になっている。単純に赤字だからということではないであろう。住民の安心を提供するという。医者と看護師をどう確保していくかであろう。H25決算書をみたが、小児科医がいなかったことが影響している。小児科と産婦人科を維持することであろう。医者がカバーされると収入は少し上がるであろう。現在は、看護師の問題、繰出金を増やしてカバーしている状況。救急をやめるという選択肢はある。町民は驚くかもしれないが、救急は負荷がかかる問題である。病院を持続的に運営するためにどうするか。小児救急を対応し、医師2人でもきつい。大きな病院でなければ対応できない。医師と看護師の処遇を改善してはどうか。議会固有の問題ではないが、住民に向けて当然に考える問題。町はそういうことを言い出せないが、医師を探し続けることとなる。他は、救急の看板を下ろせないが、芽室町はできる。

唯一できる町だろう。本当に必要な診療は何かを考えなければ、経営を残せない。歯科は、供給過剰となっている。やめてもらってはどうか。民業圧迫は本来駄目である。労働をどう改善できるか。この特性をどう考えるか。他の市町村ではあり得る問題。全部やめるのではなく上手に残す。余計な枝葉を取り払う必要がある。今あるものをなくすのは行政が言い出せない。行政はもたない。

医者は数人いなくなったら病院経営ができないということになる。医師と看護師の数が収益に影響する。給料を払えないのであれば、労働条件を変えること。今まではよかったが、これからはそういう時代ではないということだ。

若い世代を受け入れるためには産科・小児科を残すべき選択である。365日を2人でカバーするのは大変だ。医者は我慢強いから耐えるが、これからは違ってくる。北見などはもう着手している。医師が埋まるから一安心ではなく、構造そのものを変えるべきだ。現状を何とかしなければならぬことを議会がすべきだ。

医師は全くいないわけではない。勤務医を敬遠し、開業に走る。厳しい部分を放置し自治体病院が担っている。過酷な状況を担っている。

2 病院経営の健全化

- ・院生 帯広との連携は。
- ・委員長 方策を考えていきたい。

■経済常任委員会

- 1 芽室町上水道事業施設整備基本計画策定事業
- 2 人々が集う中心市街地づくり事業の推進
- 3 都市景観啓発・普及事業について
- 4 農作物有害鳥獣駆除事業について

・石井サポーターアドバイス（8月27日）

上水道施設の更新は相当な財源が必要。まともに調査しているところ市町村はあまりない。50年程度が一般的。町が把握しているのであればいい。水道料金を上げたら更新できるということとなる。浄水場の更新の考えを捨ててはどうか。トータルとして運営費がかかるのであれば、投資に係るコストを考えるのであれば、1つの割り切りをすることはどうか。この程度の規模の町であれば更新は厳しい。更新としての見合いといえは水道料金の値上げになる。浄水場をつくるのであれば、建設費も上がっている。水道業務の管理運営委託や民営化は、帯広市に担ってもらう方式はある。管理業務はまとめて規模を大きくした方がメリットは高い。広域で行うという選択がある。帯広市の隣町は限られ、そのメリットを生かす方がよい。一体化して規模の拡大を検討する。コストを反映した水道料金となる。帯広市よりは高くなるのが当然かもしれない。議会がトータルバランスを考える。どうするかについては上手にモノをいうべきである。料金値上げは避けられないにしても、その代り合理化を徹底的に行うということ。

2 人々が集う中心市街地づくり事業の推進

- ・院生： 町民が集えるのは、商店か？ スペース（機能）か。
- ・委員長： 近代化や道路等の整備が多かったが、ソフト面を強化した。町も補助金で3課連携と商工会等で視察。その報告がなされる予定。どう人を集めるかを目的としている。
- ・院生： 芽室町における市街地活性化は、他自治体とは少し異なる。議会として、市街地活性化がなぜ必要と考えているか？ 行動計画ではソフト政策をどう考えているか。

4 都市景観啓発・普及事業について

- ・院生： 景観・新エネ・農村景観・防風林・メガソーラー位置などを関連づけては？
- ・委員長： 事業者の動機が欠かせない。景観は共有できる要素。天空カフェ成功など。

・石井教授： 十勝は唯一、元気。 制度面のみではなく政策面でも進んできている。執行機関の監視だけではなく、政策的に知見を持って町の未来を考えていく軸を持って、学生とも協力をしていきたい。

・原田教授： 三重県議会、本質的な議会改革は…・芽室町議会は政策提言に。

・小磯特任教授： 合併議論時、芽室町は独自に自立の道を。総計も前向きな印象があった。議会も関与した以上、共有を。個別の進め方は議論を。いい方向を進めていると考えた。



7 全員協議会における政策討論会の実施

回	開会日	討論会
5	8月29日	第1回政策討論会
14	1月23日	第2回政策討論会
15	2月23日	第3回政策討論会
17	3月19日	第4回政策討論会

4回開催

(1) 政策提案事項の抽出

芽室町議会は、芽室町議会基本条例に基づき、全員協議会において政策討論会を開催します。議会政策形成サイクルの本格的導入に基づくものです。

政策討論会は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、情報共有のうえ、議員間の質疑や自由討議を経て論点化し、議会として執行機関に政策提言することを最終目的とするものであり、町議会における政策提案等の過程において極めて重要です。具体的には、次の4つの場を想定しています。

- ① 9月の決算審査前をターニングポイントとして、各常任委員会が選定した事務事業について、政策提言内容の情報共有と質疑及び討議の場とする。
- ② 3月の予算審査前をターニングポイントとして、議会報告と町民との意見交換会での町民の提案・意見を整理・協議し、各委員会の政策提言内容の情報共有と質疑及び討議の場とする。
- ③ 議会改革及び議会活性化などに関する新たな取組などについて、情報共有し質疑及び討議の場とする。
- ④ 議員提案に関する情報共有と質疑及び討議の場（一般質問後の追跡調査等も含む）とする。

芽室町議会基本条例

第1章 総則

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。

- (1) 議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行うこと。
- (2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制すること。

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (4) 議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

(議員の政治倫理)

第7条 議会は、芽室町議会議員政治倫理条例（平成24年条例第33号）に基づき、議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しません。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

- 5 議員は、二代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。

厚生常任委員会

1 国民健康保険特別会計の赤字決算の解消について

平成25年度会計の歳入欠陥額（1億806万7千円）を平成26年会計から補填しており、国民健康保険税の税率改正、医療費の削減対策等の対策を講じなければ、平成26年度会計においても歳入欠陥に陥ることが予想されます。

しかし、現行の国民健康保険税額は、被保険者にとって負担の限界に近いものと考え、また、医療費の削減についても特定健診の受診勧奨を行ったとしても急激に減少することは考えにくい状況です。

このことから、本町議会においては、平成26年10月臨時会議において、「国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書」を国に対して提出したところです。

このような状況の中で、国は、市町村の厳しい国民健康保険会計に対し、平成27年度予算において1,864億円の財政支援を計上すると報道されています。

以上の状況から、議会としては、新年度の国の財政支援や医療費の推移を見極める必要があることから、今年度の政策提言は行わないこととします。

2 介護保険制度の充実

全国的に少子高齢化が進展する中で、本町においても高齢化率が上昇し、今後益々介護保険サービスの利用者が増加することが予想されています。

本町においても、今年度第6期介護保険事業計画を策定しており、当委員会で進捗状況の調査を行った結果、サービス利用者の増加等の要因により保険料が増額となる見込みです。

しかし、介護保険制度は国の法律による全国一律の制度であり、本町独自の制度の充実は困難な状況ですが、本年度から、公立芽室病院、保健福祉課、町内医療機関、介護福祉施設等と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図っているところです。

したがって、地域包括ケアシステムの構築や本町で平成29年度から移行するとされている「新たな総合事業」の検討状況を今後調査したうえで、次年度以降政策提言すべき事項があれば行うこととします。

3 病院経営の健全化

公立芽室病院は、救急医療に対応した公的医療機関であり、それに応じた診療科を設置しています。

しかし、国が決定する診療報酬は、総医療費の抑制という方向性から、これまでと同様に公的な病院の経営を安定させる程の改定は行われなことが想定され、公立芽室病院の経営についても引き続き厳しい経営状況が予想されます。

このような状況を少しでも解消しようと本年度、第三者機関への病院経営診断を委託したところです。

また、本年度から、保健福祉課、町内医療機関、介護福祉施設等と連携し、地域包括ケアシステムの構築を図っているところです。

このことから、今後も公立芽室病院に四半期ごとの経営状況の調査を継続するとともに、病院経営診断の結果、地域包括ケアシステム構築の進捗状況を新たに調査し、その後政策提言すべき事項があれば次年度以降に行うこととします。

4 資源ごみ持ち去りの禁止

平成26年度に北広島市、芦別市の先進地事務調査を行っており、その結果を見ても、多額の財政負担を要することもないことから、委員会調査報告のとおり「下記事項について改めて政策提言を行う」こととします。

- ① 資源ごみの所有権について、他市町村の法的解釈を参考に調査・検討し、その考え方について再度整理すること。
- ② 先進事例を基に、ごみ持ち去り禁止条例の制定について検討すること。
- ③ 資源ごみ持ち去り防止対策を行う際には、住民へ説明を徹底するとともに、周知期間を十分に設けること。
- ④ 本町単独による取組では、十分な効果を上げることが難しいことから、十勝環境複合事務組合の構成市町村全体として取り組むよう、町から働きかけること。

議会基本条例制定をもとに、議会政策サイクルと議会 ICT、議会報告と町民との意見交換会の見直しが命題になりました。「議会報告と町民との意見交換会」は、町民からの意見や提案を、町の総合計画（実行計画）と照らし合わせ、行政評価や決算審査、そして次年度以降の実行計画に反映し、予算化への流れを構築するもので、「議会からの政策サイクル」を確立することです。このことから平成25年度の「議会報告」も、各委員会での取組内容を報告し、「意見交換会」では、「議会報告」の内容を意見交換するよう見直しました。

議会改革・活性化の目的ともいえる議会からの政策提案の方法等について、議会運営委員会で先進地視察（会津若松市議会・飯田市議会／H25）し、議会フォーラム及び議員研修会等を通じ進めてきました。

議会政策形成サイクルは、町（執行機関）が進める構想、計画、政策、施策、事務事業（以下「政策等」という。）に対し、町民との意見交換会を通じ、所管事務調査及び政策討論会を踏まえ、議会として町に政策提言するとともにこれを反映させることを目的とします。

本格的な取組初年度の平成26年度は、3月定例会議において、「政策及び事務事業の推進に関する提言の決議」として6項目を賛成多数（賛成14反対1）により議決しました。



第 1 回政策討論会



第 2 回政策討論会

8 「議会として」の政策提案（決議）

平成 26 年度に各委員会が政策提案を検討した 12 事業については、最終的に 4 事業に絞られました。

この政策提案の方法については、議長から町長に対し提言書等により手交する方法も検討しましたが、議会フォーラムⅡに招へいした江藤俊昭議会サポーター及び横山すみ子葉山町議会議員、議員研修会で来町した中尾修サポーター及び福島浩彦中央学院大学教授等からの助言をもとに本会議で決議することを議会運営委員会及び全員協議会で決定しました。

平成 27 年 3 月 25 日開催の定例会議において、小椋孝雄議会運営委員会が代表して会議案を提出し、賛成多数により可決に至りました（賛成 14、反対 1）。

また、議会運営委員会の議会 ICT 計画・タブレット導入については、芽室町議会 ICT 計画を策定し、平成 27 年度総合計画実行計画では、執行機関側の ICT 計画が策定されていないことから BⅢ/D ランクの結果となり、平成 28 年度以降の導入実施を余儀なくされた。

平成 27 年 4 月 25 日執行の町議会議員選挙で新たな議会構成となることから、決議内容の進捗状況については、引継事項となります。その政策実現に向けて、各委員会では実行計画に対する調査、決算審査及び予算審査などを行い、さらに全員協議会でも情報共有を図っていきます。

さらに、こうした政策提案の進捗状況については、各広報手段を通じて町民に情報提供していきます。



本会議で決議書を読み上げる小椋孝雄議会運営委員長（H27.3.25）

政策及び事務事業の推進に関する提言の決議

芽室町議会は、平成26年度において、芽室町議会基本条例第8条第5項に基づき、計14回に及ぶ議会報告と町民との意見交換会を開催し、広く町民の意見を聴取する機会を確保しながら、議員間で政策及び事務事業の推進に関する討論を重ねてきたところである。

町議会は、平成27年度以降の政策及び事務事業等の推進について、町に対し、次の6項目を提言する。

記

1 新エネルギー事業の推進について

新エネルギー事業の推進について、次の2点に取り組むこと。

- (1) 二酸化炭素排出量削減の目的に加え、東日本大震災後のエネルギー改革を踏まえたうえで、芽室町地域新エネルギービジョン及び芽室町地域新エネルギー・省エネルギービジョン等を見直し、計画的な事業推進を図ること。
- (2) 芽室町地域新エネルギー・省エネルギービジョンに掲げる「(仮称)新エネ・省エネ推進会議」を早急に設置し、多様な事業推進を図ること。

2 地域防災対策事業の推進について

地域防災対策事業の推進については、災害に強いまちづくりに向け、次の2点に取り組むこと。

- (1) あらゆる災害、全季節及び全天候に対応できる避難訓練を計画的に実施すること。
- (2) 施策の成果指標に掲げた自主防災組織数を計画的に達成すること。

3 芽室町地域集会施設維持管理事業の推進について

芽室町地域集会施設維持管理事業の推進については、同施設が住民にとって極めて重要であることから、次の2点を基調とすること。

- (1) 地域集会施設の維持管理にあたっては、住民の意向を十分に聞き取ったうえでコミュニティ醸成に効果的な運営を図ること。
- (2) 芽室町地域集会施設再整備計画を早急に策定し、町民に公表すること。

4 資源ごみ持ち去りの禁止に向けた取組について

ごみステーションから持ち去られる資源ごみの対応策は、町民要望が特に強いことから次の4点について早急に取り組むこと。

- (1) 資源ごみの所有権を他市町村の法的解釈を参考に調査・検討し、再度整理すること。
- (2) 先進事例を基に、ごみ持ち去り禁止条例の制定について検討すること。
- (3) 防止対策を行う際には、住民へ説明を徹底するとともに、周知期間を十分に設け

ること。

(4) 十勝環境複合事務組合の構成市町村全体に対し、取組を働きかけること。

5 芽室町上水道事業施設整備基本計画の策定について

芽室町上水道事業施設整備基本計画策定について、芽室町公共施設等総合管理計画策定を基調とし、町民に対し安全・安心な水を供給し続けるため、次の3点に取り組むこと。

(1) 現状について住民への情報共有を徹底すること。

(2) 将来を見据えた企業会計の経営に務めること。

(3) 施設更新のための財源確保に努め、住民への情報共有を徹底すること。

6 議員の審議会等委員への就任辞退等について

二元代表制の充実と住民自治の推進の観点から、次の2点について対応すること。

(1) 議員の審議会等委員（芽室町民生委員推薦会委員1名、芽室町都市計画審議会委員4名）の就任を議会として全て辞退することから、町民よる委員で充足すること。

(2) 芽室町議会議員等弔慰規程（昭和38年2月9日規程第4号）を廃止すること。

なお、上記6項目の政策及び事務事業等について、町議会として調査を継続し、町に対し進捗状況の報告を求め、町民への情報共有に努めるものとする。

以上、決議する。

平成27年3月25日

芽室町議会

9 参考資料

委員会調査報告書

公共施設マネジメント手法の導入「札幌市の公共施設のあり方に関する提言の策定経過等」に係る先進地事務調査について

平成26年5月28日から5月29日までに当委員会が主催した標記に関する調査結果を会議条例第78条の規定により報告する。

平成26年6月24日

芽室町議会総務常任委員会
委員長 藤 森 善一郎

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 調査訪問先および調査項目

訪問月日等		訪問先	調査項目
5月28日	午後3時30分から 午後5時まで	北海道大学公共 政策大学院	公共施設マネジメントに ついて
5月29日	午前9時30分から 午前11時15分まで	札幌市	札幌市公共施設のあり方 に関する提言～新たな時 代の公共施設への再構築 ～について

2 調査の目的

今回の調査は、本町議会が平成25年12月1日に北海道大学公共政策大学院との共催により、「公有財産マネジメントセミナー」を開催し、これからの本町の公共施設のあり方と関連して公共施設再配置構想及び役場庁舎建設基本構想等について調査してきたところである。当委員会においても、地域集会施設等再整備計画等の調査を進めてきたが、地域集会施設等の単なる維持・更新にとどまることなく、町民の福祉向上の観点からより有効なあり方を検討するべきと考え、町有建築物における公共施設マネジメントの考え方と実際に取り組んでいる道内先進地を調査したものである。

3 事務調査先の概要

(1) 北海道大学公共政策大学院

北海道大学が平成16年4月に開設した大学院であり、「理系と文系」、「理論と実践」、「官と民」、「地域と国際」を融合する新たな特色ある専門職大学院である。政策の担い手が飛躍的に増大する時代に対応して、多様な人材を育てるべくスタートした。

その特徴は第一に、研究者・中央省庁・政府機関など、各界の定評あるトップレベルの教授陣による徹底した少人数教育を行っている点である。「政策現場」と「学問拠点」、「実現力」と「構想力」を融合することにより、「政策の創造者」となる実務者の養成を目指していることが挙げられる。

第二に、工学研究科・法学研究科・経済学研究科による「文理融合」という新しい大学院の理念を持ち、これまでの専門領域を超えて公共政策に必要な学問領域を、文系・理系の枠を超えて体系的に学べ、「公共経営」「国際政策」「技術政策」の3コースを併設し、文理融合を支えるカリキュラムを展開している。さらに、国と地方の公務員をはじめ、民間企業やシンクタンク、非営利団体等といったパブリック・セクターの政策プロフェッショナルへの道を拓いている。

こうした理念を持つことから、平成24年6月6日、当議会と包括連携協定を締結し、毎年度の事業計画をもとに事業を行っている。

(2) 札幌市

札幌市は、人口194万659人（平成26年5月1日現在）、面積1,121.12平方キロメートル（平成25年5月1日現在）で10区からなる。政令指定都市では、浜松市・静岡市に次ぐ広大な面積と全国5番目の人口を有し、北海道の政治・経済の中心的都市である。周辺に江別市、北広島市などのベッドタウンにより札幌都市圏を形成し、昼間人口と夜間人口があまり変動しないという特徴がある。

北海道全体で、人口が減少している自治体が多い中、札幌市はそれと例外的に、現在でも著しい人口増加が続いている数少ない自治体の一つである。合計特殊出生率は1.09（平成23年）である。

4 調査結果の概要

(1) 北海道大学公共政策大学院における「公共施設マネジメント」の調査結果の概要

昨年12月1日、本町で開催した公共施設マネジメントセミナー「これからの公共施設のあり方を考えるセミナー」（芽室町議会と北大公共政策大学院共催）でパネリストを務めた同大学院の石井吉春教授（芽室町議会サポーター）を訪問し、レクチャーを受けた。

石井教授は、高度経済成長時代に集中投資した公共施設の老朽化、将来の更新投資の予測を含む公共施設の実態把握と分析、改善計画の策定と実施の必要性を改めて唱えた。その前提の理念として、「どのようなまちをつくるか」が重要であり、コスト削減などを前面に出すと町民の理解を得難いとの見解を述べた。

公共施設マネジメントの道内事例として、札幌市と滝川市の取組を挙げ解説し、「施設の保全と改善を組み合わせると同時に検討する市町村は増えつつあるが全体的に意識は低い」として、議会からの提言は極めて有効であると述べた。

石井教授がアドバイザーを務めた滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議（平成25年5月8日～平成26年2月25日）では、市民12人が12回にわたり、施設の統廃合のあり方を議論の末、滝川市公共施設マネジメント計画を策定した。

同市は、人口1人あたりの公共施設の延べ面積は全国平均の2.6倍に当たる9.05平方メートルで30～40年前に将来人口を10万人と見込み整備を続けたが、現在約4万2千人である。市は、平成23年、老朽化した図書館を閉鎖し、市役所庁舎2階に移したが、本格的な統廃合推進に向けては、「行政主導で決めると市民の反発を招く。一緒に決めるべきである」とした。

一般市民や各種団体から募って立ち上げた市民会議は、当初は文化センターなどの既存施設に「これもあれも必要」という意見が出されたが、市が維持・更新に要する経費を説明するうちに、参加者の理解が進んだという。同市民会議では、地区のコミュニティ関連施設を小学校周辺に移転・集約することなどを盛り込んだ公共施設マネジメント計画の素案をまとめた。

石井教授は、住民参加の議論に欠かせないのは滝川市が示したような公共施設に関するデータであるとし、このデータをもとに進める手法は、公有資産マネジメントとも呼ばれ、道内では滝川市、札幌市、釧路市など6市が取り組み、先日帯広市でも導入することが報じられたところである。

石井教授は、札幌市市有建築物のあり方検討委員会副委員長（起草委員）も務めたことから、「札幌市では、従来の発想を転換し、『共生のまち』を目指す公共施設の概念を抜本的に見直し、再構築への基本的方向性を明らかにした」と評価している。



北海道大学公共政策大学院の石井吉春教授からレクチャーを受ける総務常任委員（平成26年5月28日）

(2) 「札幌市公共施設のあり方に関する提言～新たな時代の公共施設への再構築～」の調査結果の概要

① 提言に当たっての進め方

札幌市は、これまで人口の増加や市街地の拡大など、量的な拡大を背景に計画的なまちづくりを進め、公共施設をはじめとする都市基盤施設の充実や基礎的サービスの向上を図ってきた。

しかし、人口減少や超高齢社会の到来など、かつて経験のない社会情勢の変化が見込まれ、都市基盤の老朽化が進み、公共施設においても更新需要が本格化する。このことから、新たな時代に対応していくために札幌市市有建築物のあり方検討委員会を設置し、従来の発想を転換し、公共施設の概念を抜本的に見直し「共生のまち」を目指す市にふさわしい公共施設の再構築を目指した。

検討委員会は、公共政策・福祉・工学分野の大学教授をはじめ、子育て支援のNPO、公認会計士、行政書士、町内会会長、公募委員など10人で構成され、複合施設の視察をはじめ、延べ7回にわたり会議を開催し（平成25年6月25日～平成26年3月10日）、既存の価値観や考え方に捉われない創造的で柔軟性のある視点を重視のうえ検討作業を進めた。

さらに、議論にあたっては、市民アンケートをはじめ、シンポジウムの開催や子ども出前講座、子ども議員との意見交換会による子どもの意見聴取など、様々な市民参加の手法を取り入れ、公共施設の再構築に向けた具体的なプロセスや数値目標等について検討を加えることと、実効性のある基本方針を策定する旨の要請を含めて、平成26年3月28日に市長に対し提言書を手交した。

② 提言書の内容

「札幌市の公共施設のあり方に関する提言～新たな時代の公共施設への再構築～」は次の構成となっている。

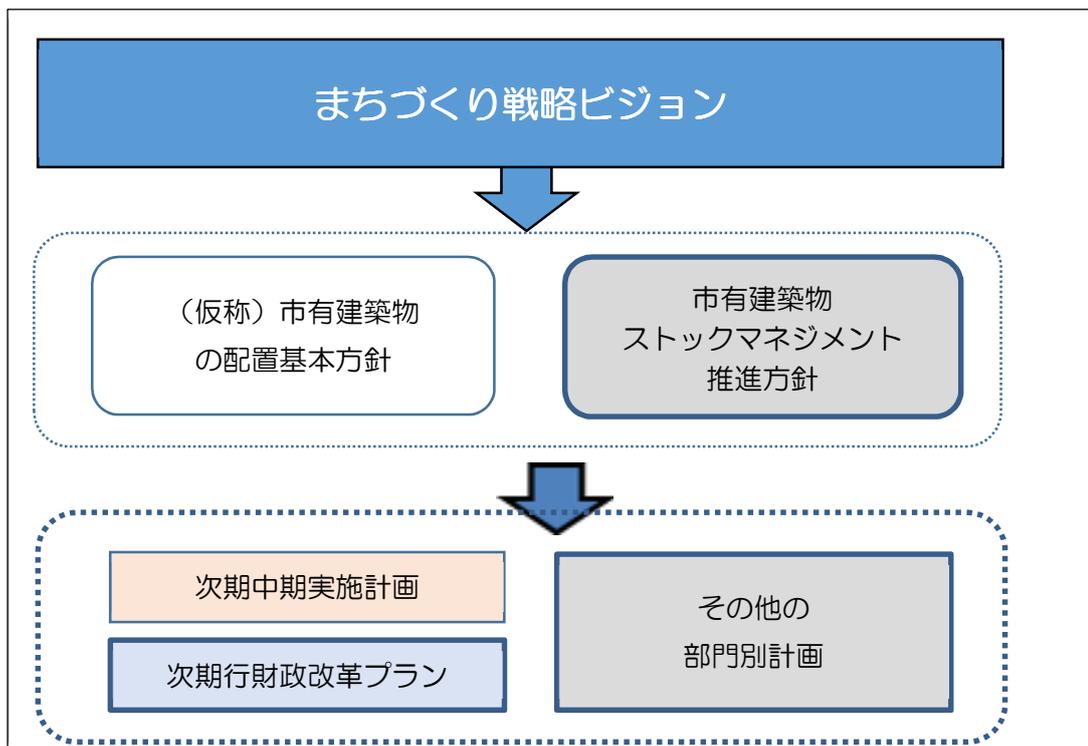
第1章	公共施設のあり方検討の必要性
第2章	基本概念
第3章	公共施設の再構築に向けた基本的方向性
第4章	基本的方向性を踏まえたエリア別の取組方針
第5章	用途別施設の今後の方向性
第6章	公共施設の再構築実施に当たって
	資料編

札幌市は最初に、公共施設を取り巻く現状、人口動態の変化とその影響、公共施設の概況、利用・コスト評価、類似施設の配置状況等を徹底的に分析している。

次に、公共施設のあり方を検討するうえで、変化する市民ニーズ及び多様化する地域ニーズとともに本格化する更新需要への対応を基に、札幌市全体における公共施設の効果的・効率的な配置や総量のあり方について、基本的な方向性を示す基本方針の策定が必要であるとしている。この基本方針の位置付けのイメージは図1のとおりである。

建替え・保全費用のピークとして概ね30年先を見据えた中長期的なものとするのが適当であるとし、対象範囲を小・中学校、児童会館、図書館など行政区単位で設置している施設については、市民の日常生活に密着したものであることから、これらを重点的に検討すべき施設群と道路・上下水道・橋りょうなどの社会基盤については、別に維持管理の基本的な考え方が定められているため、基本方針の対象から除外している。

図1【基本方針の位置付けイメージ】



③ 基本理念「共生のまちを支え、未来へつなぐ『札幌型公共施設』の創造」

施設の維持・更新のためには財政的な制約があるが、時代の変化をまちづくりの分岐点として捉え、人口減少に応じた単なる抑制に留まらず、魅力的な札幌市のまちを再構築することとしている。

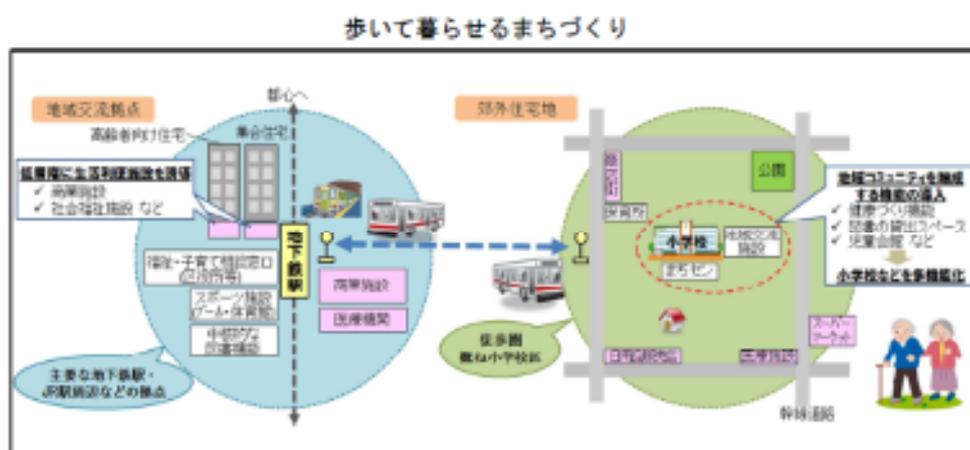
基本理念には、「共生のまちを支え、未来へつなぐ『札幌型公共施設』の創造」を掲げ、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが心豊かにつながり合うことで、市民の自

主的・創造的な活動を促し、未来を担う子どもたちのために、まちの魅力を高め、良好なかたちで引き継いでいくこととしている。

そのうえで、札幌型公共施設の創造について、次の3つの視点から再構築を図ることとし、施設維持を前提とせず機能重視を目指している。

札幌型公共施設の創造の視点

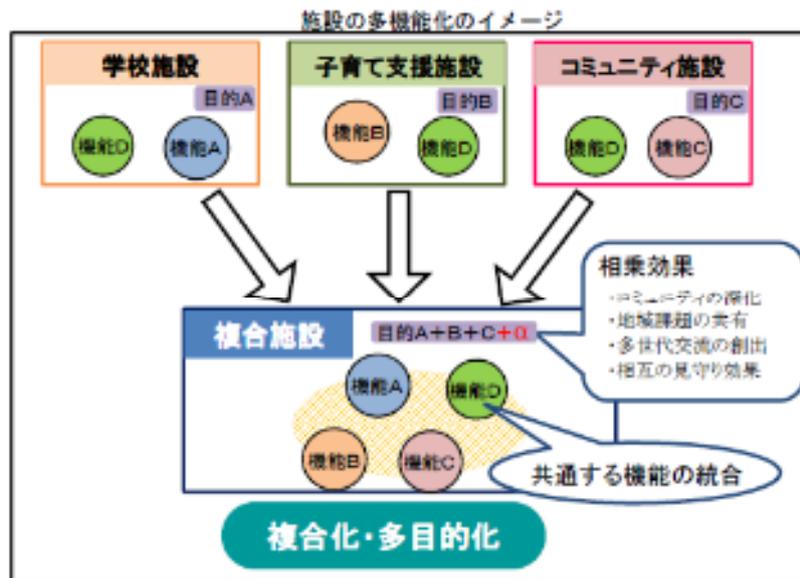
- ・視点1 市民が創る公共施設
- ・視点2 コミュニティを深化させる公共施設
- ・視点3 柔軟でスマートな公共施設



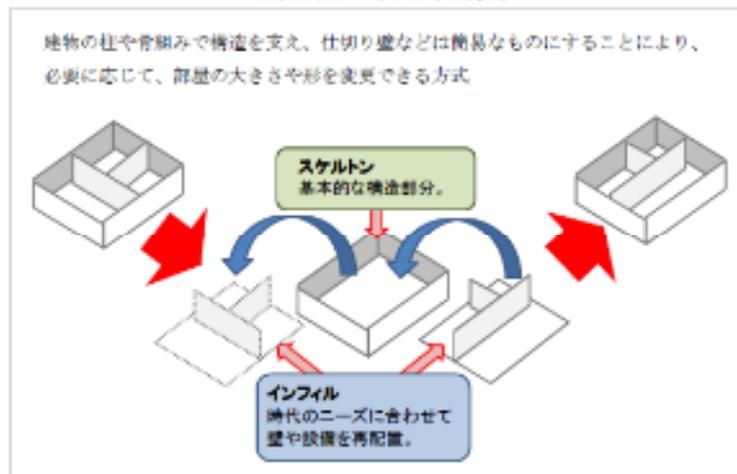
④ 基本的方向性

基本理念を踏まえ、配置・機能・整備・運営手法・担い手の4つの観点から中長期的な公共施設の再構築に向けた基本的な方向性を掲げている。

- ・方向性1 集約連携型の施設配置～「歩いて暮らせるまちづくり」
- ・方向性2 施設の多機能化～「施設の複合化」
- ・方向性3 将来の環境変化に対応した柔軟な整備・運営～「画一的配置基準の見直し」「施設総量の見直し」「柔軟な建築手法（スケルトン・インフィル方式）」「効果的・効率的な施設運営」
- ・方向性4 多様な主体による施設サービスの提供～「民間による施設サービスの提供」「公共施設運営への市民参加」



スケルトン・インフィル方式



⑤ 基本的方向性を踏まえたエリア別の取組方針

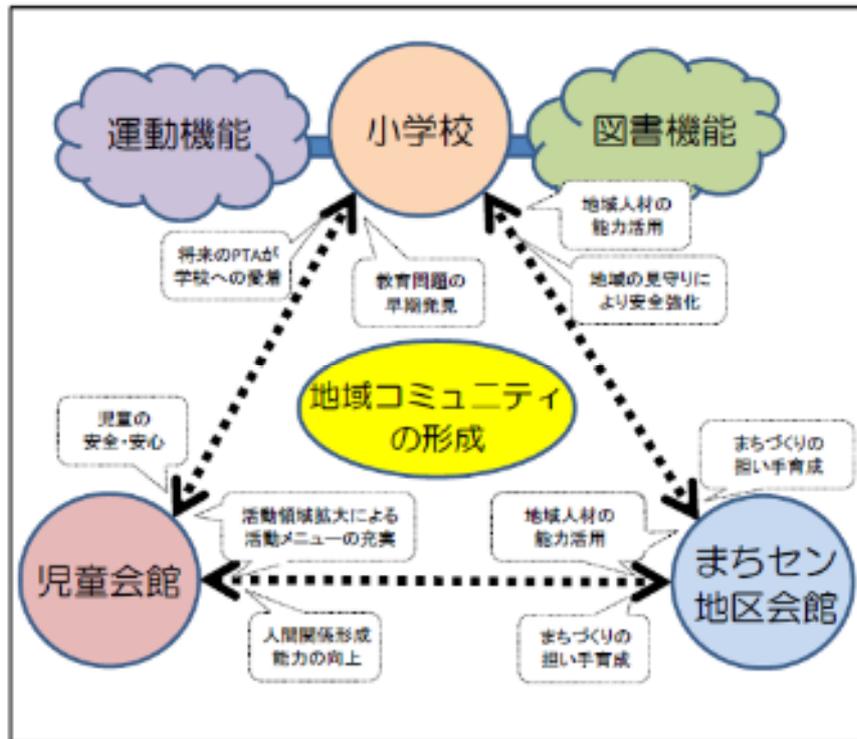
エリア別の考え方として2つに大別している。

1つは「郊外住宅地など身近な地域」であり、もう1つは「主要な駅周辺などの地域交流拠点」である。

「郊外住宅地など身近な地域」では、地域コミュニティエリアの設定と配置基準の見直しと小学校を中心とした公共施設の複合化であるとしている。

さらに、地域の拠点施設における公共施設の複合化と地域資源の有効化などとし、小学校が困難な場合であっても、地区センターなどで地域の拠点施設における公共施設の複合化を図ることや、市営住宅の建設の際には新たなコミュニティの創出機能などを導入し、地域コミュニティの拠点となり得るような施設整備の検討や、空き家・空き店舗などの地域資源の有効活用の検討も必要であるとしている。

「小学校を中心とした公共施設の複合化」の効果



「主要な駅周辺などの地域交流拠点」では、主要な地下鉄駅やJR駅周辺などを地域交流拠点として、商業・業務・医療などの都市機能や行政・交流機能などを集積する。具体的には、区役所や区民センターなど中核的な施設の建替えは、地域交流施設に集約して配置することを原則とし、地下鉄駅などの接続により利便性を向上させる必要性を唱えている。地域交流拠点には、高齢者向け居住機能の配置や、子育て世帯などの居住にも配慮した生活利便機能と都市機能を身近に利用できるよう居住機能との複合化を促進するとしている。

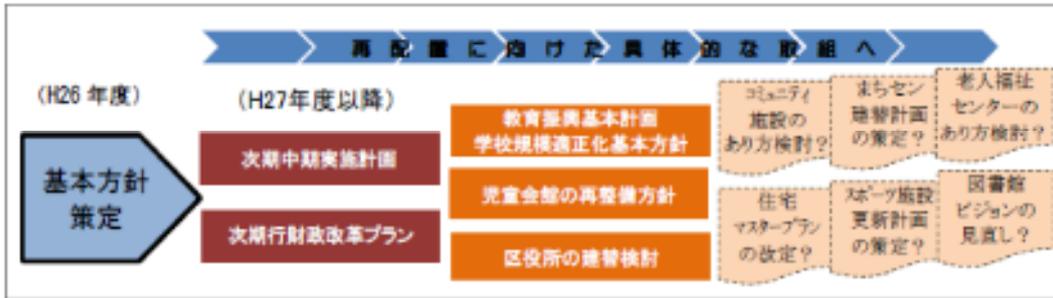
さらに行政区単位の施設等が持つ機能として、区民センターや図書館などは区役所の建替えなどに合わせて複合化する。民間事業者との連携については、運動施設など公共施設が提供する機能と類似の機能を提供する民間施設が多数存在する分野については、施設サービスの提供にあたり、民間事業者との連携を検討し、PFI事業の活用など民間の資金及び創意工夫・ノウハウを公共施設に活用する手法も導入する。

⑥ 用途別施設の今後の方向性

公共施設の再構築に向けた基本的な方向性とエリア別取組方針を踏まえ、重点的に整備すべき施設群の基本情報を確認しながら、現状の課題や今後の方向性を示している。

施設名	今後の方向性
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替え時には地域に必要な機能を確保し、施設を複合化 ・ 建替え時以外においても、空き教室の有効活用等により、一層地域との連携を地域コミュニティ拠点としての機能を強化 ・ 少子化等の影響を踏まえ、良好な教育環境の確保に向け適正に配置 ・ 今後、学校施設の整備等に係る計画を策定のうえ、方向性を整理すべき
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の人口減少や更新需要の本格化を踏まえ、管理戸数を総量抑制 ・ 市内民間空き家の増加傾向を踏まえ、これらの空き家を有効活用 ・ 民間と連携し、高齢者向け居住機能を駅周辺に配置するとともに良好なコミュニティ形成を図るため、団地及びその周辺地域における若者世代の居住機能や生活利便機能を誘導 ・ 今後、見通しが予定されている「住宅マスタープラン」において方向性を整理すべき
コミュニティ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校の配置と連動させるなどコミュニティ施設（まちづくりセンター・地区会館を含む）の配置基準を見直す。 ・ 区民センターは、主要な地下鉄・JR 駅周辺などの拠点等へ配置し、地区センターの持つ機能は、複合化等の手法を用いて身近な地域へ配置
児童会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設やコミュニティ施設と複合化 ・ ミニ児童会館は学校施設を有効活用し、学校改善時に児童会館へ転換（1小学校区に1児童会館）
老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 娯楽・サークル活動ができる場に加え、地域貢献等に繋がる活動のできる機能を配置 ・ 余剰床が発生する施設の用途転用、他の施設の多目的化、民間施設（空き店舗等）の活用など身近な地域へ同センターの機能を配置
区体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動・健康づくり機能については、より身近な地域で確保するため、小中学校をより一層活用し、民間施設と連携 ・ 競技機能については、地域の実情や更新需要の本格化を見据えて、1区1体育館といった配置基準を見直し、駅周辺などの拠点へ配置
区温水プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動・健康づくり機能を確保するため、類似機能を持つ民間施設といっそう連携

各施設のあり方検討のフロー



	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、行政区により異なる人口推移等の地域の実情を踏まえ、1区1公的温水プールといった配置基準を見直し、駅周辺などの拠点へ配置
健康づくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・運動指導機能については、他の公共施設や民間類似施設の活用により駅周辺などの拠点へ配置 ・運動・トレーニング、運動教室の機能については、より身近な地域で確保するため、小中学校をより一層活用し、民間施設と連携
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出・返却等のサービスは身近な場所へ配置し、調べ物やレファレンス機能などの中核的な図書館機能については拠点等へ配置
区役所・まちづくりセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターについては、小中学校との複合化を視野に入れ、配置基準を見直す ・区役所等については、主要な地下鉄・JR 駅周辺などの拠点等へ配置

⑦ 公共施設の再構築実施にあたって

再構築に向けた具体的なプロセスや施設総量に関する数値目標など様々な留意点を次のとおりとしている。

まず、再構築のプロセスとして、公共施設の再構築を実現させるためには相当の時間を要することから、核施設の建替時期を見据えつつ、この提言における基本的な方向性に基づいて、各施設の関係団体や審議会からの意見等も踏まえながら、個別施設の配置のあり方について検討することが必要である。その検討結果については、順次、次期以降の中期実施計画や各分野の部門別計画等に反映し、着実に取組を進めていくことが求められる。

また、提言の内容が現実のものとなるよう、今後、複合化が適当である機能の組み合わせについてモデルプランを作成し、実効性のある基本方針の策定を求めている。

次に、施設総量に関する数値目標等については、将来の施設配置に係る具体的取組を

進めていくために、施設総量に関する数値目標を設定し、特に公共施設の大部分を占める学校施設と市営住宅については、今後、更新費用に大きな影響を与えることから、別途策定する整備計画において進捗管理する必要がある。

設定にあたっては、子育てなどの子ども関連施設など、市民ニーズを踏まえて重点化すべき分野を明確にし、維持・更新すべき公共施設を選択することによって更新費用を抑制していく必要があるほか、複合化や既存施設の利活用など総延床面積を減らしつつも、市民に対するサービス水準を維持する方策を検討する必要がある。

本提言は、具体的に数値目標を設定していないが、市に対しては、基本方針の策定時に設定することを求めている。

再構築の手法については、それぞれの施設の置かれた状況や地域の実情に応じて、以下のとおりの様々な手法を採用すべき旨を市に求めている。

【再構築の手法とその内容】

再構築の手法	内 容
施設の統合	複数の同じ目的の施設を一つに統合
施設の複合化	複数の異なる目的の施設を一つの建物にまとめ、共用部分や重複する居室を共有化
施設の多目的化	施設の用途を限定せず、曜日や時間帯を区切りながら、複数目的のために使用
民間施設の活用	民間類似施設の賃借や民間への委譲等による民間施設やノウハウ等を活用
用途転用	利用状況や維持管理コストを踏まえ、従来の施設の設置目的を変更し、他の施設として使用
施設規模の見直し	利用状況や維持管理コストを踏まえ、施設規模を適正化
配置基準の見直し	画一的な配置基準から脱却し、利用状況や地域特性等を踏まえ、効果的・効率的に配置
建替え手法の見直し	将来を見据えて利用形態の変更に柔軟に対応できるスケルトン・インフィル方式等の採用

分析方法としては、施設の再構築を進める際には、施設の性質に応じて、利用状況、コスト、類似機能を提供する施設の配置状況、地域の人口を踏まえた利用と供給のバランスなどといった様々な観点から分析・評価を行う必要がある。

特に、利用状況については、単純な設置目的を踏まえて、利用が期待される市民の利用実態の把握に努めることが必要であるとしている。

情報共有と合意形成については、公共施設の再構築が、利用者をはじめとする市民への影響が大きく、長期的な取組であることから、公共施設の現状や課題などを市民と共

有し、共通認識に立つことが重要となることから、様々な機会を捉えて積極的に情報発信を行い、市民の合意形成を図りながら進めていく必要性を唱えている。

5 委員会としての総括

公共施設は、公用の施設やその他の構築物と工作物であり、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構築物、公営企業の施設等（病院・上下水道等）、プラント系施設（斎場・浄水場・汚水処理場・廃棄物処理場等）も含む包括的なものである。

今回、当委員会では、公共施設の一つである地域集会施設等の再整備計画を調査する中で、単に地域集会施設の維持・更新にとどまるべきではないと考え、公共施設マネジメントに詳しい北海道大学公共政策大学院の石井教授を訪ねたうえで、先進地の札幌市への事務調査を行ったものである。

石井教授と札幌市の担当職員の説明を総合すると、「これまでの公共施設整備は、右肩上がりの経済成長が継続する前提として進め、都市的な利便性を付与し、国土の均衡ある発展に資すると考え、財政調整制度のもとで事業を進展させてきた。しかしながら、人口減少時代および超高齢化社会に突入する中で、今後の公共施設の整備は、資本費を含む維持運営費用とその財源の見直しを適切に実行していくことが必要になる。縦割りの弊害から脱し、地域的な特性を踏まえた整備方針に基づいて、計画的かつ効率的なストックの維持更新など従来と抜本的に異なる」ということができる。

おりしも町は、総務省の公共施設総合管理計画の策定要請を受け、計画策定の意向を示している。公共施設は「町民の資産・財産」であり、計画が「町民の未来の姿」であることを念頭に、次の5点について考慮のうえ取り進めるよう求めるものである。

- (1) 公共施設総合管理計画の策定にあたっては、公共施設マネジメントが第一義的に求める「どのようなまちづくりにするか」の基本理念づくりを念頭にすること。
- (2) その基本理念の確定および基本方針の策定にあたっては、町民はもとより多方面からの学識経験者などの意見を参考にすること。
- (3) 公共施設総合管理計画の策定にあたっては、札幌市が取り組んだように公共施設マネジメントの一手法として、次世代を担う子どもたちの意見も十分に聴取し反映すること。
- (4) 広域的な視点から、隣接する市町村との公共施設のマネジメントも視野に入れて行うこと。
- (5) 役場庁舎建設基本計画、地域集会施設等再整備計画等は、公共施設マネジメントの理念や手法を踏まえること、さらに、公共施設再配置構想にも盛り込み、町民へ情報を共有すること。

なお、当委員会としては、地域集会施設等再整備計画および公共施設マネジメントの業務について、今後も調査を継続していくものであるが、これらが全常任委員会に及ぶものであることから、政策討論会において議員間討議も図っていくべきものとする。



札幌市市長政策室政策企画部政策調整課職員の説明を受ける総務常任委員（平成 26 年 5 月 29 日）

委 員 会 調 査 報 告 書

公共施設マネジメント手法の導入「自己水源から依存水源への
移行に伴う経過等」に係る先進地事務調査について

平成26年5月7日、8日に当委員会が実施した標記に関する調査結果を、芽室町議会会議条例第78条の規定により報告する。

平成26年6月24日

芽室町議会経済常任委員会
委員長 常 通 直 人

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 調査訪問先及び事前調査項目

訪問月日	訪問先	調査項目
5月7日	北海道大学公共政策大学院	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設・設備における公共施設マネジメント
5月8日	石狩市	<ul style="list-style-type: none"> ・石狩市において、井戸等の自己水源から依存水源（当別ダムからの受水）に変更することに至った理由と経過について ・水源の変更に伴う工事費等の経費について ・水源の変更に伴うランニングコストの比較結果について ・結果的に水道料金の値上がりにつながったと聞いているが、住民への説明手法と苦労した点について ・災害時等当別ダムからの受水が困難になった際の対応策について ・石狩市の水道事業における現時点での課題とその解決方法について ・石狩市上水道は「平成4年度に設立された石狩西部広域水道用水供給事業に参画し、平成25年度から市域全体の水需要に対応する用水の供給を受ける方針」で事業が進められている。 自己水源を廃止する要因は、さまざまあったようであるが、市が企業団からの受水を決定することを決定するまで議会とどのような議論があったのか。 また、議会からの提案はあったのか。 ・石狩市水道事業運営委員会が設置され、水道事業の経営に関する事項について調査審議が行われている。 議会と運営委員会の役割の違いはどのようなか。

2 調査の方法等

(1) 調査等の時間

北海道大学公共政策大学院

5月7日 午後3時00分から午後4時30分まで

石狩市 5月8日 午前9時30分から午前11時45分まで

(2) 調査方法

今回の調査は、石狩市には調査項目を事前に提示のうえ、訪問当日に関係資料の配付及び概要説明を受け、その後質疑を行ったものである。

3 調査の目的

今回の調査は、本町議会が平成25年12月1日に北海道大学公共政策大学院との共催により、「公有財産マネジメントセミナー」を開催し、これからの本町の公共施設のあり方について全議員で考えてきた。

この間、議会としては公共施設再配置構想及び役場庁舎建設を、当委員会としては上下水道施設、道路、橋りょう等の調査を行ってきたところであるが、単なる公共施設の維持更新ではなく、町民の福祉の向上の観点からより有効なあり方を検討するべきと考え、芽室町議会基本条例第2条第2項に基づき、道内の先進地を調査したものである。

4 訪問先の概要

(1) 北海道大学公共政策大学院

北海道大学が平成16年4月に開設した大学院であり、「理系と文系」、「理論と実践」、「官と民」、「地域と国際」を融合する新たな特色ある専門職大学院である。

政策の担い手が飛躍的に増大する時代に対応して、多様な人材を育てるべくスタートした。

その特徴は第一に、研究者・中央省庁・政府機関など、各界の定評あるトップレベルの教授陣による徹底した少人数教育を行っている点である。

「政策現場」と「学問拠点」、「実現力」と「構想力」を融合することにより、「政策の創造者」となる実務者の養成を目指していることが挙げられる。

第二に、工学研究科・法学研究科・経済学研究科による「文理融合」という新しい大学院の理念を持ち、これまでの専門領域を超えて公共政策に必要な学問領域を、文系・理系の枠を超えて体系的に学べ、「公共経営」「国際政策」「技術政策」の3コースを併設し、文理融合を支えるカリキュラムを展開している。

さらに、国と地方の公務員をはじめ、民間企業やシンクタンク、非営利団体等といったパブリック・セクターの政策プロフェッショナルへの道を拓いている。

こうした理念を持つことから、平成24年6月6日、当議会と包括連携協定を締結し毎年度の事業計画をもとにして活動している。

(2) 石狩市

石狩市は、石狩総合振興局管内のほぼ中央、札幌市の北側に隣接し、石狩湾に臨む水に恵まれた環境にあります。

石狩市は、平成 17 年に旧厚田村と旧浜益村と合併したことから総面積は 721.86 平方キロとなり、東西に 28.88 キロ、南北 67.04 キロに広がっています。

また、平成 26 年 3 月末現在の人口は 59,777 人で、中心市街地に人口の 90% が住んでいる。

市の西側一帯は石狩湾に接しており、北海道の中でも温暖で四季の変化に富み、台風の影響も極めて少ないのが特徴となっています。

江戸時代初期には河口部流域が「場所」(サケの交易を行う範囲)に指定されたことや交通の要所であったことから、西蝦夷地の中心地として重要な役割を果たしてきました。

昭和 40 年に入ってから札幌市のベッドタウンとして宅地化が進み、石狩湾新港の建設と工業団地の造成で急速に発展しました。

近年は、石狩湾新港をベースにした国際的な文化・経済の拠点として、めざましい発展を遂げています。

5 調査結果の概要

(1) 北海道大学公共政策大学院における調査結果の概要

平成 25 年 12 月 1 日に本町において、開催した公共施設マネジメントセミナー「これからの公共施設のあり方を考えるセミナー」(芽室町議会と北大公共政策大学院共催)したでも来町した当町議会サポーターも務める同大学院の石井吉春教授を訪問し、レクチャーを受けた。

1 生活関連施設の整備状況と上下水道

① 主要施設の整備基準

水道は、80 年代に 4 割近い高い伸びを示し整備が進捗したが、90 年度以降は下水道などと比べれば安定的な伸びとなっている。

② 生活関連投資の推移

近年の下水道整備は、総じて人口密度が小さいところでの事業展開となるため、財政悪化を受けて事業費抑制が進んでいるものとみられる。

水道は 90 年度の 1.4 兆円が 97 年度には 1.9 兆円まで増加したが、その後は緩やかに減少を続けており、04 年度には 1.3 兆円になっている。

2 水道事業に見る人口減少と更新投資の影響

① 概況

水道施設は、80年代にはほぼ規制して概成していたと考えられ、インフレ効果により総じて良好な収支状況にある一方で、今後、順次設備が耐用年数を迎えるため、更新投資が本格化することが見込まれている。

② 人口別規模の整備状況

人口規模が小さいほど適切な料金設定ができておらず、本来費用が小さい大規模事業者よりも低く設定しているところも多く、ある種のモラルハザードが起きている状況にある。

③ 人口減少化における更新投資負担

法非適用の簡易水道も含んでいることなどから、規模間の費用配賦についてはやや信頼性に欠ける面があるが、それでも過去のインフレによる更新投資額の増嵩や人口減少による収入減が、特に規模の小さい自治体の水道事業運営にきわめて大きな影響を及ぼすことは十分読み取れる。

3 公有施設マネジメントと上下水道

水道については、人口密度の低い小規模自治体ほど施設効率が低く、事業収支も厳しい実情にある。

さらに、今後の施設更新に当たり、小規模自治体ほど人口減少率が高いと見込まれており、人口減少が更新投資負担をさらに重くする構造も浮き彫りになっている。

地方公営企業にとって、所要の料金収受を受けて投資回収を図っていくというスキーム自体が、施設の維持更新に対応できる仕組みとして評価される一方で、実際には、下水道では全体が任意の法適用とされ、水道でも簡易水道が同様の扱いとなっていることによって、多くの事業で貸借対照表さえ整備されない状況にある。

特に小規模自治体において、そもそも適切な料金設定がなされていないことも持続的な上下水道運営にとって大きな問題となっている。

依然としてこうした問題に向き合う姿勢が十分醸成されているとは言い難い状況にあり、市民を巻き込んだ意識改革が必要となっている。

本格的な人口減少時代を迎えるなかで、上下水道の持続性確保に向けた取り組みは、施設管理マネジメント推進に向けての最初のステップとして位置づけられ、各自治体にとっても、真摯な対応が強く求められている。

(2) 石狩市における調査結果の概要

1 石狩水道の現状[現時点での課題]

頻繁に起こる漏水事故を未然に防ぐため、漏水探知器による調査を行い、特に市街地は深夜に調査を行っているが、それでも漏水事故が多発し、修繕工事には地中にガス管や NTT 等の配管もあり費用が嵩んでいる。

小さな漏水は氷山の一角で、その対策を怠るとそれが大きな漏水事故につながり、そしてインフラクライシスへとつながる。

水道管の老朽化が問題となっており、耐用年数は 40 年だが土質によってはダクタイル管の腐食も進んでいる。

また、浄配水場等の施設も老朽化しており、施設を延命させるための補修費や維持管理費も増加している。

※その解決に向けた取り組み（施設更新計画の策定まで）

水道ビジョン→平成 18 年度策定[平成 22 年度フォローアップ策定]

アセットマネジメント→平成 21 年度策定

水道施設更新計画→へいせい 23 年度策定

水道におけるアセットマネジメントの推進、技術的検討、財政的検討

更新事業の妥当性

- 1 水道資産は健全な状態を維持できるか。
- 2 事業の前倒し、平準化などが必要でないか。

経営状況

- 1 中長期的に更新需要を消化しつつ収支が黒字で独立採算が可能か。
- 2 資金残高、資金収支など資金繰りに問題ないか。

更新財源

- 1 企業債比率や企業債残高が増加しないか。
- 2 更新財源として世代間の負担の公平性が考慮されているか。

石狩市の料金収入は 12 億円であるが、更新時工事に年間 7 億円かかっている。

2 施設更新時計画の策定

更新時計画の策定まで

① 施設更新時計画の策定フロー

現況調査：地域別、管種別、土質別に行い優先順位をつけ施設更新の実施を策定。

② 優先順位を見極める：物理評価（優先順位の決定）

③ 根拠ある先延ばし：機能診断（更新年数の決定）

①～③を踏まえ工種別（土木・機械・電気・管路）更新年数の再設定。

どうコストを抑えるか

- 三つの視点
 - ① 選択と集中：新設を停止させ優先度を判断
 - ② ダウンサイジング：更新再延長の 20% で管径のサイズダウン（100 mm→75 mm）
 - ③ LCC の低減：長寿命管を採用（100 年もつ管の採用）
- 管種のベストミックス
 - ① 基幹管路など：ダクタイトル鋳鉄管（GX 型）を採用
 - ② 配水支管など：全体の 40% をダク管から工事費が 20% 以上安価な「配ポリエチレン管」へ変更
 - ③ 限界集落地への管路の延命化（50 年利用塩ビ管 RR）などを検討
 - ダク管は耐震性と長寿命に期待大、配ポリは耐震性、施工性、経済性に優れている。（塩ビ管は経済性と指工性に優れており、50 年の耐久性・耐震性も実証されている）
 - 老朽化施設の更新費用の平準化もはかった。
 - （当初 7 億円/年→3.1 億円/年）

3 財源確保（料金改定）

- (1) 水道料金改定の概要
 - 【改定の時期】 平成 25 年 4 月検針分から
※平成 25 年 3 月使用分から
 - 【平均改定率】 16.7% 値上げ
※料金の計算期間は、平成 25 年～28 年度
までの 4 年間
 - (2) 経費節減の取り組み
 - これまでの取り組み（H21～24 年度で約 5 億円）
 - ・ 施設規模や工事手法の適正化（低コスト化）
 - ・ 繰り上げ償還による支払利息の軽減
 - ・ ハンディターミナルの導入などの事務の効率化
 - これからの取り組み（H25～28 年度で約 3 億円）
 - 企業債借入額の抑制
 - その他の取り組み（たとえば委託料の抑制）
- しかし、経費の節減だけでは、収支不足を補うことができない。

H25～28の4年間で15.4億円の収支不足が生じる見込み。
⇒30%以上の値上げ

(3) さらなる財源確保

- ① 一般会計からの収支支援 (3.2 億円)
増加する受水費に対する一般会計からの補助を、国の基準額に追加して受け取る。
- ② 水道事業の貯金を活用する(2.3 億円)
水道事業会計には赤字に備えるための貯金 (利益積立金) があり、これも最大限活用。
- ③ 施設売却費を活用する (1.6 億円)
使用しなくなる浄水場を売却
- ◎ 市の補助金や水道事業の貯金の投入で、不足する収入をある程度補うことができるが・・・

料金収入見込 49.7 億円 (4 年間)
収支不足額 15.4 億円 料金値上げ 31.1%

↓

市の補助金+水道の貯金+施設売却=7.1 億円
収支不足額 8.3 億円 料金値上げ 16.7%

4 住民への説明

- ① 11 ブロック市民への説明会の開催
- ② タウンミーティング 行政対応 (3ヶ所)
- ③ 9月議会にて料金改定承認(条例改正)
 - 議会の議論
井戸の水源⇒公共水源への移行、地下水源の危機感の説明、大きな議論の経過はなく賛否の議論もなかった
委員会での質疑は2点
・石狩市の意見を反映させること
・石狩市の負担増にならないようにする。
- ④ 広報誌を活用 (周知)
H22年シリーズ掲載、H24.1～3月号にかけて3回掲載
- ⑤ 水道料金運営委員会への説明 (10名の委員の助言)
諮問から答申まで3回実施。
- ⑥ パブリックコメントの実施
インターネットを通して意見交換の実施。

⑦ H25.4 から料金改定の実施を広報誌の織り込みチラシにて周知

6 経済常任委員会としての総括

公共施設は、公用施設やその他の町が所有する構築物とその他の工作物であり、いわゆる「ハコモノ」の他、道路・橋りょう等の土木建築物、公営企業の施設等（病院・上下水道等）、プラント系施設（斎場・浄水場・汚水処理場・廃棄物処理場等）も含む包括的なものである。

これまで公共施設整備は、右肩上がりの経済成長が継続することを前提として進められ、小規模町村についても、都市的な利便性を付与していくことが、国土の均衡ある発展に資するものと考えられ、財政調整制度のもとで事業を進展させてきた。

しかしながら、人口減少時代及び超高齢化社会に突入していく中では、今後の公共施設の整備に当たっては、資本費を含む維持運営費用とそれに費やす財源の見直しを適切に実行していくことが必要になる。

縦割りの弊害から脱し、地域的な特性を踏まえた整備方針に基づく計画的かつ効率的なストックの維持更新など、従来と抜本的に異なる方針が求められることから、「芽室町上水道事業施設整備基本計画策定」については、次の3点について考慮しながら進められるよう強く求めるものである。

- 1 現状の上水道事業の実態について、町民、議会と情報共有を行うこと。
- 2 適切な料金設定等による将来を見据えた企業会計の経営に努めること。
- 3 将来の施設維持更新のための財源について、現時点から確保に努めること。

なお、当委員会としては、「芽室町上水道事業施設整備基本計画策定」について、議会政策形成サイクルに位置付けるとともに、今後も調査を継続していくものである。

また、その調査結果については、政策討論会を通じて議員間討議を行い、町に対して提言を行っていくものである。

委 員 会 調 査 報 告 書

資源ごみ持ち去り防止に関する先進地事務調査について

平成26年10月9日から10日までの2日間に当委員会が実施した標記に関する調査結果を、芽室町議会会議条例第78条の規定により報告する。

平成26年12月24日

芽室町議会厚生常任委員会
委員長 岡 崎 榮太郎

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 調査訪問先及び事前調査項目

訪問月日	訪問先	調査項目
10月9日	北広島市	<ul style="list-style-type: none"> ●「北広島市資源ごみ持ち去り防止に関する条例」制定の経過とその効果について <ul style="list-style-type: none"> ・議会提案により条例制定となった理由と経過 ・条例制定後、市民への周知方法及び市民の反応 ・条例の対象となる資源ごみの種類 ・資源ごみの所有権の考え方 ・資源回収奨励金制度の内容
10月10日	芦別市	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみ持ち去り禁止に至った経過と住民周知について <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別のしおり配布の前・後の状況 ・条例を制定していない理由 ・条例化を含めた今後の取組内容 ・ごみ分別のしおり配布による効果 ・資源ごみの所有権の考え方 ・町内会等の団体による資源ごみの回収状況 ・資源ごみ回収に係る奨励金制度の内容 ・出前説明会の実績

2 調査の方法等

(1) 調査等の時間

北広島市 10月9日 午後 1時00分から午後 2時30分

芦別市 10月10日 午前10時00分から午前11時30分

(2) 調査方法

今回の調査は、北広島市及び芦別市に調査項目を事前に提示のうえ、訪問当日に関係資料の配布及び概要説明を受け、その後質疑を行ったものである。

3 調査の目的

今回の調査は、ごみステーションから指定された委託業者以外の者による資源ごみの持ち去り防止について、道内で条例制定等の取組を行い、効果を上げている自治体を視察調査した結果を委員会として報告するものである。

4 訪問先の概要

(1) 北広島市

北広島市は、人口59,717人、面積118.54平方キロメートル（平成26年3月末現在）を有し、札幌市の南東に隣接しており、市の北部には札幌市、江別市とまたがる野幌森林公園がある。

農村として発展してきたが、ニュータウンが開発され、札幌都市圏のベッドタウンとして人口が増加し、平成8年9月1日に市制施行している。

道央地区の中心にあり、新千歳空港や苫小牧港、小樽港へも自動車です30分・40分と、交通の便に優れていることから、工業団地が造成され多くの企業が生産・流通施設を置いている。

(2) 芦別市

芦別市は、人口15,573人、面積865.02平方キロメートル（平成26年6月1日現在）を有し、北海道のほぼ中央に位置することから、道央・道東・道北の各主要都市を結ぶ地点に立地している。

明治30年より炭鉱が掘り進められ、5山の石炭鉱業の進出により「石炭のまち芦別」として昭和28年に市制が施行されたが、昭和30年代以降に進んだエネルギー革命による石炭鉱業の衰退とともに、人口が減少を続け、平成17年の国勢調査では初めて人口が2万人台を下回った。

基幹産業が厳しい状況のなか、まちを再活性化するため、スポーツを中心とした各種合宿及び学校の誘致に力を入れている。

5 調査結果の概要

(1) 北広島市における調査結果の概要

① 北広島市の背景・取組の概要

北広島市では、一般質問及び市民からの苦情を契機に、資源ごみの持ち去り禁止制度について調査・検討を開始した。

平成25年度には、市議会議員と市担当職員による勉強会を開催し、制度内容等について協議したところ、議員側と市側で、持ち去りについての例外規定を設けるか、否かについて見解の相違が明らかとなったが、調整を行った結果、平成26年3月、議員発議により「北広島市資源ごみ持ち去り防止に関する条例」が制定され、平成26年11月より施行した。

② 課題解決の方策

ア 資源ごみの所有権の考え方

ごみステーションに出された資源ごみは、無主物であると解釈している。

しかし、市による回収のために出されたごみであることから、その無

断持ち去りについて規制することは問題ないとの認識である。

イ 条例の概要

条例では、ごみステーションに出された資源ごみを、委託業者と市から許可を得た町内会等以外の者が持ち去ることを禁止し、違反した場合は氏名の公表、立ち入り検査の実施等が規定されている。

例外として、市の許可を得た町内会等による持ち去りは認められている。

例外許可の要件は、町内会等の総会での議決、資源ごみ排出者への配慮義務、例外回収を実施する際の身分表示、資源回収による収益金の使途報告等がある。

ウ 廃棄物適正処理指導員の設置

持ち去り禁止に向け、7月から新たに廃棄物適正処理指導員を非常勤職員として任用し、持ち去り防止の周知啓発、パトロールのほか、持ち去りの目撃情報があった場合、現場の確認や翌週に連絡があったごみステーションの監視などの業務を行っている。

エ 住民への周知方法

9月から、市広報、ホームページ、地域コミュニティFM放送によるお知らせ、ごみステーションへの啓発看板の設置、町内会への回覧、9月下旬から10月上旬にかけては地域説明会（6回）を開催した。

③ 取組の効果

条例施行前のため、資源ごみ持ち去り禁止の効果については未知数だが、廃棄物適正処理指導員の配置や住民への周知徹底により、持ち去りの目撃通報が増加している。



芦別市視察



(2) 芦別市における調査結果の概要

① 芦別市の背景・取組の概要

芦別市では、平成16年2月から平成25年3月まで、町内会から推薦された市民をリサイクル推進員(157名)として設置し、ごみ分別の指導等に当たったことにより、広く住民にルールが浸透している。

ごみステーションは町内会の管理・所有物とし、原則として町内会未加入者は、ごみステーションを使うことができないこととしている。町内会加入率が約9割と高いことから、会員相互の声掛けによるルールの徹底が図られやすい状況にある。

平成20年ころは、ゴミステーションからの資源ごみ持ち去りの通報も寄せられたが、持ち去りを行う個人を指導したところ改善され、現在、通報件数は皆無の状況である。

② 課題解決の方策

ア 資源ごみの所有権の考え方

資源ごみの所有権については、次の3つの考えがあるとしている。

1. 無主物
2. 行政が回収するまでは、出した住民が継続して占有
3. 出された時点から行政の所有

市では、条例を制定する際に、ごみステーションに出された資源ごみの所有権は行政に帰属する旨を明記するべきと考えたものである。

イ 過去のごみ持ち去り発生時の対応

平成20年のごみ持ち去り発生時に、市が状況を確認したところ、組織的・広域的なものではなく、個人が軽トラックにより市内ごみステーションを回っていたものであった。市が直接指導した結果、持ち去りはなくなった。

ウ 「ごみ分別の手引」の配布

平成20年の事件を受け、未然防止策として「ごみ分別の手引」(平成21年4月配布)に、資源ごみの持ち去りは止めるよう記載し配布した。

エ 条例化検討を含めた、今後の取り組み

現在のところ、ごみ持ち去りの状況がないことから、条例化については検討していないが、引き続き広報・回覧版等による啓発を行っている。今後、組織的・広域的な持ち去りといった悪質な事例が発生し、市がごみの処分責任を果たすことができない、町内会が行っているごみステーションの管理を阻害するといった事例が発生した場合は、条例化を検討する考えである。

③ 取組の効果

「ごみ分別の手引」配布やリサイクル推進員の設置といった、きめ細やかな対応、詳細な情報提供により、市民の意識高揚が図られ、資源ごみの持ち去りを防止するという効果を生んでいる。



6 委員会としての総括

本町では、指定された委託業者以外の者による資源ごみ持ち去りの実態があり、町民からの苦情も多数寄せられている。

このことから、先進地事務調査の前段に、町の取組状況について調査したところ、「ごみステーションに出された資源ごみは無主物（誰の所有物でもない物）であり、資源ごみの持ち去り行為に違法性はなく、具体的な対策を取ることはできない。しかし、町内会等の団体が実施している資源分別回収庫からの持ち去りは違法行為（窃盗罪）であり、資源物分別回収庫による資源ごみの収集を推奨し、防衛するしか対策はない」との見解であった。

これらの調査結果から、当委員会としては、先進地事務調査及び全国の事例を調査したところ、資源ごみの所有権が市町村にあることを条例に明示したうえで、資源ごみの無断の持ち去りを禁止している事例や、所有権については明示しないものの、市町村及び指定事業者以外の者による収集・運搬を禁止し、これに違反した者には罰則を科す条例を制定している事例があり、これらの市町村では、資源ごみの持ち去られる量が減少し、効果を上げていることを確認した。

また、「資源ごみは無主物であり、無断持ち去りに違法性はない」との町の見解についても、「ごみ集積所に出された資源ごみは、住民から自治体に対する送致の行為であることか

ら、資源ごみの所有権は自治体に帰属する」とする考え方や「集積所に出された資源ごみは、住民が所有権を放棄した無主物であり、これを自治体が代理占有しているため、自治体は無主物先占により所有権を得る」との考え方もあり、当委員会としては、ごみの所有権及び無断持ち去り行為についての町の見解を再度整理する必要があると判断したところである。

なお、本町から排出される資源ごみの処理は、十勝環境複合事務組合において行われており、本町単独による対策だけでは十分な効果を上げることが難しいことから、組合構成市町村と共同で取り組む必要もあると考えるところである。

これらの理由から、当委員会としては、次の4点について考慮のうえ対策を進めるよう強く求めるものである。

- 1 資源ごみの所有権について、他市町村の法的解釈を参考に調査・検討し、その考え方について再度整理すること。
- 2 先進事例を基に、ごみ持ち去り禁止条例の制定について検討すること。
- 3 資源ごみ持ち去り防止対策を行う際には、住民へ説明を徹底するとともに、周知期間を十分に設けること。
- 4 本町単独による取組では、十分な効果を上げることが難しいことから、十勝環境複合事務組合の構成市町村全体として取り組むよう、町から働きかけること。



委 員 会 調 査 報 告 書

「芽室町議会 I C T 計画策定に向けた先進地における取組状況等」
に係る先進地事務調査について

平成 2 6 年 5 月 2 0 日から 5 月 2 2 日までに当委員会が主催した標記に関する調査結果
を会議条例第 7 8 条の規定により報告する。

平成 2 6 年 6 月 2 4 日

芽室町議会運営委員会

委員長 小 椋 孝 雄

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 調査訪問先および調査項目

訪問月日等		訪問先	調査項目
5月20日	午後2時00分から 午後4時00分まで	千葉県 流山市議会	・議会ICT計画 ・タブレット端末導入 ・電子採決システム ・SNS導入等
5月21日	午前10時00分から 午前12時00分まで	埼玉県 飯能市議会	・タブレット端末導入等
5月22日	午前10時00分から 午前12時00分まで	神奈川県 逗子市議会	・タブレット端末導入 ・クラウド文書共有システム等

2 調査の目的

芽室町議会は、平成12年から本格的に議会活性化に取り組み、平成25年3月定例会において議会基本条例を議決し、同年4月1日から施行している。同条例第8条および第9条に基づき、情報通信技術（ICT）の推進を念頭に、開かれた議会の実現とともに住民福祉の向上につなげている全国の先進議会を調査研究し、本町議会の今後の活動に資することを目的とするものである。

芽室町議会基本条例

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

2 議会は、本会議及び委員会並びに全員協議会（以下「議会の諸会議」といいます。）の日程及び内容は、事前に町民に周知するとともに、審議過程及び結果についても情報を公開し、共有します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会・議員による政策提案を行います。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

2 議会は、情報通信技術（ICT）の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つように議会広報活動を行います。

3 事務調査先の概要

(1) 千葉県流山市

流山市は、千葉県の北西部、関東平野の中に位置する。東葛飾地域に属し、市の西境を江戸川が南北に流れ、江戸川の対岸は埼玉県である。市域は南北に長く、北部には利根運河が流れ、江戸川沿いおよび南部は平坦な低地、中部や北部は緩やかな高低差の台地で、ほぼ全域が住宅街や農地などである。かつては江戸川や利根運河を利用した水運で栄え、一時期は葛飾県庁が置かれた。つくばエクスプレス開通により、流山おおたかの森駅を新拠点として整備している。東京都心から約 25km の位置にあり、「都心から一番近い森の街」、「グリーンチェーン戦略」を推進している。面積 35.28km²、総人口 170,943 人、総世帯数 69,666 人（平成 26 年 6 月 1 日現在）。市議会議員 27 人（定数 28 人）。

(2) 埼玉県飯能市

飯能市は、埼玉県の南西部に位置し、東は狭山市と入間市、南は東京都青梅市と奥多摩町、西は秩父市と横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市に接する。北西部は山地で、市域の約 76 パーセントを森林が占め、入間川、高麗川の一級河川が、西部山地から東部台地へと流下している。古くは林業と織物のまちとして栄え、昭和 40 年代からは宅地化が進展し、高校や大学、工場などの立地も進み、首都圏の近郊住宅都市として発展している。平成 17 年に旧名栗村と合併、県内 3 番目という広大な面積を持つ市となった。同年、「森林文化都市」を宣言し、自然と都市機能が調和した暮らしやすい都市を目指している。面積 193.18 km²、総人口 81,053 人、総世帯数 33,397 世帯（平成 26 年 6 月 1 日現在）。市議会議員 19 人。

(3) 神奈川県逗子市

逗子市は、神奈川県の大磯半島の付け根に位置し、三浦丘陵の西側にあたり、標高は最高でも 140m ほどであり特に高い山はない。東部の横須賀市境付近を源流とし、相模湾に注ぐ二級河川田越川の流域で、川沿いに平地が広がる。鎌倉市や葉山町とは尾根筋を境界としている。人口は頭打ちとなっており、神奈川県各市としては高齢化率が高い。地名の由来は弘法大師・空海が延命寺に厨子を建立したことにより、古都保存法の指定都市にもなっている。「青い海とみどり豊かな平和都市」を市のキャッチフレーズとしている。面積 17.34km²、総人口 57,698 人（平成 26 年 5 月 1 日）、総世帯数 24,121 世帯。市議会議員 18 人。

4 調査結果の概要

(1) 千葉県流山市議会の調査結果の概要

流山市議会は、平成 25 年度に日本経済新聞社産業地域研究所が実施した議会改革度調査で全国トップに輝き、注目を集め続けている。議会基本条例を平成 21 年に施行し、市議会の透明性・公開性を高めるための情報発信や広報広聴の充実を図り、本会議のインターネット中継、傍聴者へのアンケート調査、議会報告会を実施している。平成 21 年度に「議会情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議」を全会一致で可決し、多種多様な方法により、市民と議会をつなぐ改革を試みている。

ICT を活用した情報提供では、平成 22 年 4 月に全国初の Ustream（ユーストリーム）による公式配信を実施、本会議のライブ中継を行い、議会ツイッター公式アカウントの開設、平成 25 年 2 月から全国市議会初となるフェイスブック公式ページを開設した。

平成 22 年 9 月には、全国初のスマートフォンによる電子採決を実施し、端末タッチパネルで賛成・反対を押すと瞬時に議場内モニターに各議員の賛否と採決結果が表示されるシステムを構築した。

さらに、平成 25 年 7 月から議員と事務局職員用に計 37 台のタブレット端末を導入し、電子メールや情報データファイルにより議員への通知や資料送付等のペーパーレス化に取り組んでいる。

また、市民の声を政策に反映するため議会ホームページを早稲田大学マニフェスト研究所および NTT アドバンステクノロジー（株）と共同研究開発し、議会情報公開用 CMS（ウェブサイトのコンテンツを一元的に管理し職員が更新できるシステム）の DiscussWeb（ディスカスウェブ）を先行導入し、市民参加型のホームページに転換した。このシステムの導入は、ツイッターやフェイスブックなどの SNS と連携を容易にし、記述式のアンケート集計やアクセス解析や市民の意見を集約することを可能にした。議会ホームページのリニューアルにあたっては、前述の各機能を兼ね備え、市民等の意見に基づいてテストサイトを修正したうえで、平成 25 年 10 月に新ホームページを正式オープンした。

流山市議会は、議会報告会や傍聴者アンケートに加え、ICT の活用により、「市民に見られる議会」から「市民が見たくなる議会」への転換を目指し続けている。

流山市議会のタブレット導入による経費削減および導入費用

経費削減額

- 1 年間2種類の計画書が策定された場合 245,000 円
 - 総合計画 4,000 円×35=140,000 円
 - 都市計画マスタープラン 3,000 円×35=105,000 円
 - 2 例年配付資料 693,070 円
 - (1) 決算書 5,344 円×35=187,040 円
 - (2) 予算書 4,320 円×35=151,200 円
 - (3) 行政報告書 4,090×35 部=143,150 円
 - (4) 例規集 35,280×6 セット=211,680 円
 - 3 議会事務局作成資料 120,120 円
 - (1) 議案 848 円×45=38,160 円
 - (2) 補正予算 988 円×45=44,460 円
 - (3) 予算審査資料 14,000 円
 - (4) 決算審査資料 23,500 円
 - 4 議員への通知文書 450,000 円
 - (1) 通知料 1,500 通/年
 - (2) 郵送料 120,000 円 人件費 330,000 円
 - 5 本会議印刷製本費 (H24 年度実績)
 - 1,840,482 円
 - 21.6 円×1,623 ページ (定例会、臨時会) ×50×1.05=1,840,482 円
 - 合計 3,348,672 円
- ※執行機関 43,042,490 円 (H24 年度実績) 約 66,000,000 円(H25 年度)

タブレット導入費用

- 1 タブレット機種 DoCoMo アロウズ tab F-01D
 - OS : アンドロイド 3.2 64GB Wi-Fi モデル
 - 65,524 円×37×1.05=2,545,607 円
- 2 タブレットケース
 - 3,790 円×37×1.05=147,241 円
- 3 プログラム作成費用
 - (1) 認識機能 60,000 円×1.1×1.05=69,300 円
 - (2) 画面調整 120,000 円×1.1×1.05=138,600 円
 - (3) 全体調整プログラム構築 247,000×1.1×1.05=285,285 円
 - (4) 試験費用 120,000 円×1.1×1.05=138,600 円
 - 合計 3,324,633 円
- 4 使用料
 - (1) 月額 48,766 円×12 か月=585,192 円 (年額)



リニューアルされた流山市議会ホームページ



流山市議会議長及び議会運営委員長などから説明を受ける議会運営委員



議事堂で電子採決を体験する議会運営委員

(2) 埼玉県飯能市議会の調査結果の概要

飯能市は、日本で最初にエリアメールを導入し、光ファイバー網の整備も行うなど IT 推進自治体として注目されていた。森林文化都市として、環境に配慮した活動も盛んであり、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001 にも積極的に取り組んでいる。市議会と執行機関が協力し平成 24 年度にタブレット端末の導入を果たし、資料のペーパーレス化に取り組み、年間 10 万枚の印刷用紙を節減することに成功した。この背景には、従来、市議会や様々な会議で、大量の紙媒体資料を配付し、修正が加わるたびに訂正版を再印刷するため用紙の消費量および印刷経費が膨大となり、執行機関側がノートパソコンを使ったペーパーレス会議を実験的に行い、約 2 万 2 千枚の用紙の節減を実現したことがある。市議会側でも同時期にペーパーレス会議を検討の結果、タブレット端末を選択し平成 24 年 4 月から導入に至った。

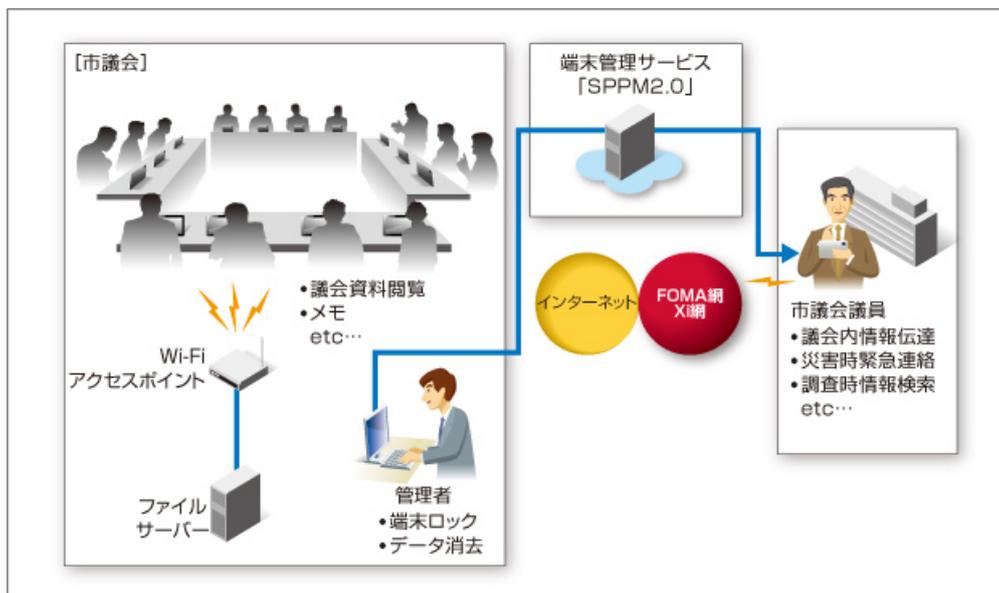
議会が、ノートパソコンではなく、タブレット端末を導入とした理由は、持ち運びが容易な点、省電力・省スペースで済む点、様々な資料が見やすい点などが挙げられる。議員が利用する 21 台のタブレット端末には、政務調査の際にも幅広く活用するため、防水性能を備え、屋外利用できる機種を選択している。

現在、議員全員が本会議をはじめ、全員協議会、代表者会議、議会運営委員会などさまざまな会議でタブレット端末を活用している。それ以外にも議員同士の情報伝達、災害時の情報収集や緊急連絡、視察や政務調査活動時の情報検索、現地で記録のための写真撮影など、多くの場面で活用している。そのため、遠隔操作による端末ロックやデータ消去が可能な端末管理サービスを採用し、万が一に備えている。

議員活動のうえでも、資料がかさばらず、配布された日時やキーワードから資料、会議録や法令集などをスピーディーに検索でき、会議資料もカラー化によって内容を理解しやすくなったという効果がある。

飯能市議会では、議会端末機使用基準をはじめ、使用範囲等および IT 会議設置基準等を議長決裁によりルール化し、課題も設定しながらその解決を図っている。

タブレット端末で議会資料を閲覧（飯能市議会）



飯能市議会のタブレット導入による効果等

1. 費用

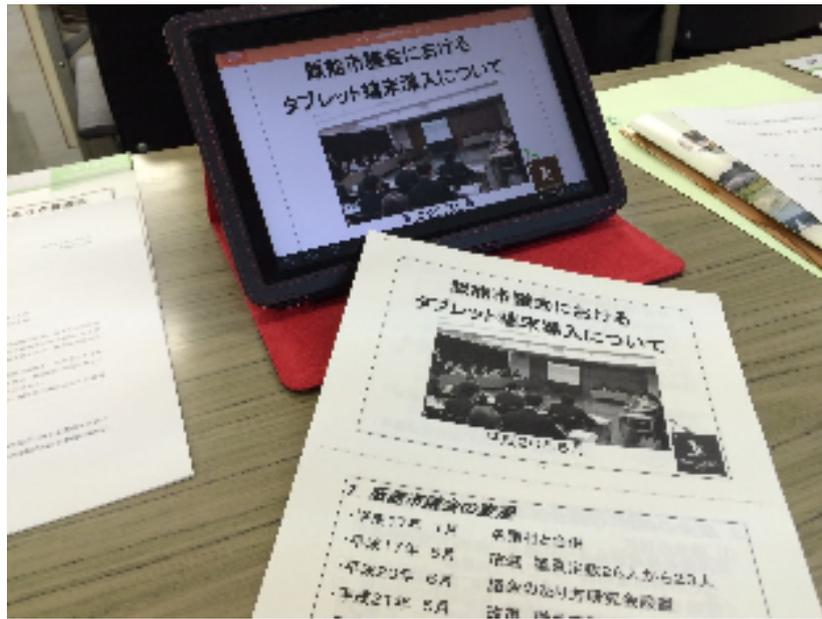
- (1) 導入費用合計：約 391 万円
 - ① 初期費用：約 217 万円（ネットワーク構築、備品・消耗品費用）
 - ② 維持費用：約 174 万円（通信費：約 165 万円(24 台)、セキュリティソフト約 9 万円、ネットワーク保守委託約 11 万円（H25））
- (2) 1 台あたり通信費：年額約 68,000 円
- (3) 費用負担：(68,000 円の内訳)
 - ① 公費：4/6 約 45,300 円 ② 政務活動費：1/6 約 11,300 円
 - ③ 自己負担：1/6 約 11,300 円
- (4) 端末機器費用： 実質負担額 0 円

2. タブレット費用決算（H24）

- (1) タブレット費用合計： 3,461,140 円
 - ① 初期設備費用：2,049,748 円（LAN 接続工事、Wi-Fi ネットワーク構築、周辺機器、スクリーン、プロジェクター等備品・消耗品費用）
 - ② 維持管理費用：1,411,392 円（通信料、セキュリティソフト費用）
- (2) 平成 24 年度削減額 約 228 万円（会議録印刷製本費、全員協議会資料費、議会運営委員会資料費、代表者会議資料費、議会改革検討会資料費、FAX 送信費等）
- (3) 平成 24 年度削減効果額 約 86 万円
- (4) 平成 24 年度初期設備費用回収残高 118 万円

3. 導入効果

- (1) 紙使用量削減枚数 年間約 10 万枚 (2) 環境負荷低減 ② 経費節減・事務改善 ③ 情報伝達の迅速化
- ④ 政務活動の充実 ⑤ 危機管理対応の向上



飯能市議会では視察への説明にもタブレットを活用している



説明を受ける議会運営委員



議事堂には簡易的にプロジェクターを設置し動画を映し出している

(3) 神奈川県逗子市議会の調査結果の概要

逗子市議会は、ペーパーレスによる経費削減、職員の印刷および送付・送信などの事務負担の軽減、会議の効率化などを目的とし、平成 25 年度からタブレット型端末を導入した。議案や資料などを全て電子化してクラウドで管理し、全議員がタブレット型端末で情報を共有している。この背景には、定例会ごとに 1 議員あたり 1 千枚以上の資料の印刷、加えて資料の差し替え時の職員の労務負担の過大さ、白黒の資料の分かりにくさ、資料請求のたびに委員会審議が中断するなどの課題が背景にあった。

タブレット端末導入は、平成 23 年 12 月定例会での行政におけるタブレット端末導入についての一般質問が起点となっている。翌年、議会活性化推進協議会で、議会でのタブレット端末導入を検討し、12 月議会でデモ品による実証実験が行われ、導入効果の測定および導入コストが議会費の見直しの範囲内で収まること、ペーパーレスによるコスト削減、会議の効率化を見込み、平成 25 年度からのタブレット端末導入方針を定めた。同年 6 月定例会で運用開始、続いて 12 月議会から執行機関側も本会議で導入し、オールタブレット議を実現するに至った。この実現の背景には、比較的若い議員構成となり、有志議員で発足した市議会 ICT 推進部会が大きな役割を果たし、部会メンバーが勉強会などを開催して電子機器の不得手な議員に対して個別対応し、合意形成を進めてきたことが挙げられる。

全国初の導入となったクラウド文書共有システムの特徴は、次の 3 点である。1 点目は、データ管理を全てクラウド（インターネットのサーバーを使って作業を行い、作成したデータもインターネット上に保存するしくみ）上で行うため、最新の情報を常に全議員で共有できること、2 点目は、紙をめくるような感覚で資料の閲覧ができるカールアニメーションのアプリケーションを採用し、年配議員の違和感を少なくしたこと、3 点目は、タブレット仕様をセルラーモデル（通信キャリアの無線電波を利用してインターネットに接続可能）とし、議会内だけではなく、自宅や外出先でも利用可能としたことが挙げられる。会議用システム用端末機使用基準も作成し、禁止および遵守事項、使用範囲も取り決めている。

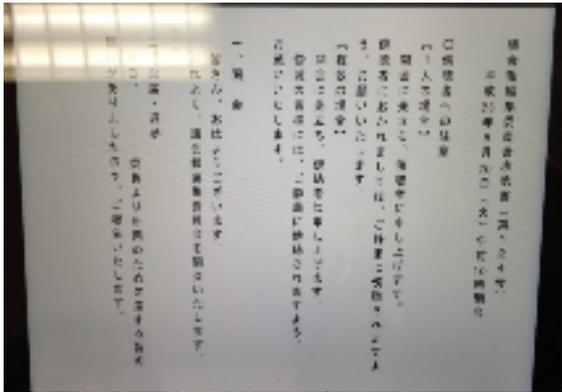
逗子市議会では、タブレットの導入に加え、クラウドの活用により、議会における議論の深化、スピードアップなどの効果が表れている。



逗子市議会のクラウド文書共有システム



逗子市議会 ICT 推進部会メンバー説明を受ける議会運営委員



逗子市議会では議長次第もタブレットを

3市議会のタブレット導入取組比較

(4) 議会サポーターによる助言

導入目的	逗子市議会	飯能市議会	流山市議会
導入目的	ペーパーレス化 会議効率化	ペーパーレス化	市民参加 ペーパーレス化
システム面	Wi-Fi+Cellular モデル クラウドシステム	NAS(Network Attached Storage)	NAS(Network Attached Storage)
データ取得	どこでも取得可能 インターネット回線	本庁舎 4・5 階 Wi-Fi 機能で取得	本庁舎 4・5 階 Wi-Fi 機能で取得
タブレット 機種等	Softbank モバイル ipad Retina ディスプレ イモデル 64GB wi-Fi+Cellular モデル 貸与方式	docomo アロウズ tab LTE F-01D 端末管理サービス SPPM2.0 貸与方式	docomo アロウズ tab F-01D OS: アンドロイド 3.2 64GB Wi-Fi モデル 貸与方式
運用費用等	通信料 クラウド契約料	通信料・ネットワ ーク保守料・セキ ュリティ料	通信料

当委員会の調査に同行した議会ICTの取組比較 北海道大学公共政策大学院の若生幸也専任講師は、次のように述べている。

「町民が議会に、より深く関わるためには、議会のオープン化(透明、参加、協働)が求められ、その有効手段の一つとして ICT 推進がある。ICT は、従来使用されていた IT よりも双方向性をより重視しているものである。議会の ICT は、町民への最新議会情報の提供と議会情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進するとともに議会報告および町民との意見交換などに積極的に活用することが議会のオープン化につながる。議会は、住民・議会・執行機関との関係や議会と執行機関との考えの比較を行った上で、多様な民意を吸い上げ、議論する役割があることを強く持つべきである。しかし、議会には、住民意思代表機能の低下や議員間討論の不足等の問題があり、この課題解決の方向性として、①議論方法の定式化、②住民参加の導入、③基盤となる情報化の整理が必要となる。この課題に対しては、①議員間議論による政策形成プロセスの定式化、②住民参加の戦略的活用法、③政策形成プロセスに応じた情報通信技術の活用等の整備が求められる。特に政策形成プロセスでは、議員間討議を促進しながらプロセスを構築している会津若松市議会の事例が参考となる」。

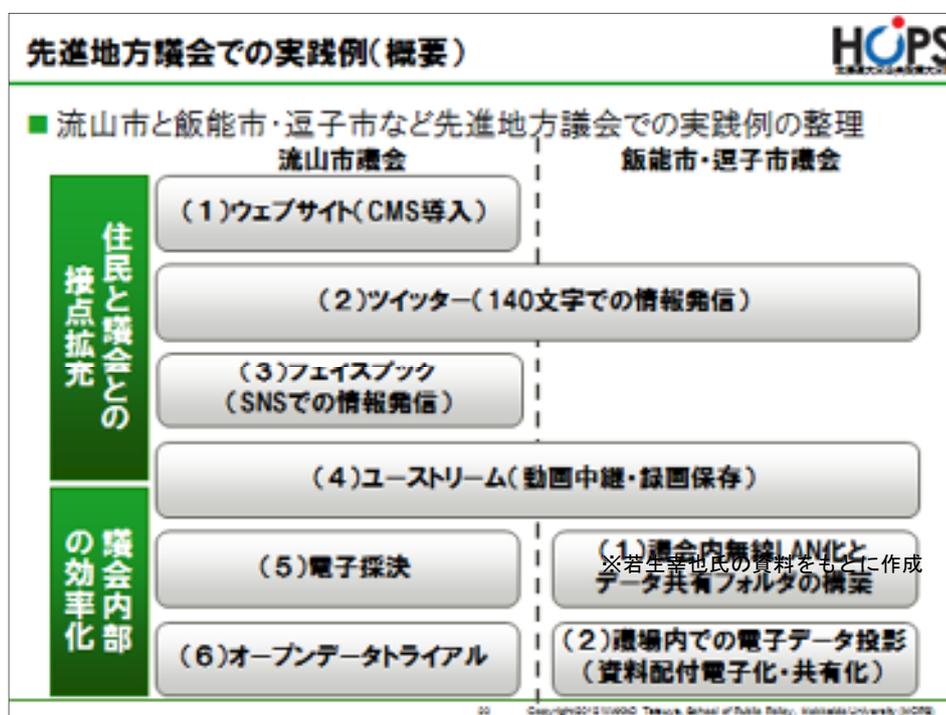
若生サポーターは、議会 ICT の取組について、「住民と議会との接点拡充」と「議会内部(総務課を含む)の効率化」に大別する。今回視察した3市議会を分析すると、

流山市議会は「住民と地方議会との接点拡充」に重点を、飯能市議会および逗子市議会は「議会内部の効率化」に重点を置いているといえる。

なお、本町議会では、議会ホームページのリニューアル（スマートホン・タブレット対応を含む）のほか、（１）ウェブサイト（CMS 導入）の一部導入、（３）フェイスブック開始、（４）動画中継・録画保存までは果たしている。

5 委員会としての総括

議会 ICT は、タブレット端末を導入することではない。「町民に開かれ、町民が参加できる議会」とするための改革の一手段である。したがって、議会改革・活性化策



と連動させた議会 ICT 推進の理念と目標および手段をまとめる必要がある。さらにそれらの戦略を議会で共有し、議会全体で実施することが重要である。

今回の先進地事務調査を通じて、本町議会が今後に向けて進めるべき「会議の効率化と住民と議会をつなぐ今後の手法（情報通信技術）」について認識できたところである。視察調査した3市議会では、それぞれに ICT を推進する目的や手法等が異なることも理解したところである。

全国の議会改革をけん引する流山市議会では、「情報発信と情報通信技術（ICT）の推進を求める決議」を全会一致で決議し、決議内容を具体的に事業展開するために ICT 推進基本計画を策定している。その特徴は、目的や目標および基本的な考え方が

市民目線を考慮することを中心に設定されている点にある。したがって、ツイッターやフェイスブックなどの SNS 導入や本会議での電子採決も市民参加を念頭としているものである。さらに本会議では、一般質問時に電子投影（プロジェクター・スクリーン）を積極的に活用する議員も多くなっている点も先進的である。

ICTに取り組む議会是全国に数多くある。しかしながら、流山市議会のようにハードとソフトの両面から総合的に進める議会は稀有といえる。それぞれの ICT プロジェクトには、大学や民間企業との連携により実用性を担保していることや市が ICT 推進計画を策定のうえオープンデータを推進していることなど注目すべき点は多い。

飯能市議会では、議会運営面で環境面からの紙資源の減量化を目的としたタブレット端末導入を切り口に議会改革を進め、経費削減を果たし、その効果額を明確に市民に伝えている。議会が主導しながらも、執行機関側もタブレット端末を導入し活用していることで流山市議会よりも進んでいるといえる。

逗子市議会もまた、紙資源の減量化に加えて印刷に係る職員の労務コストの軽減を重視し、タブレット端末を導入し、会議そのものの改革に着手している。市長をはじめ、執行機関と協調しながら、本会議をはじめ各会議で活用し、議論の深化と効率化につながっている。さらに、クラウド文書共有システムの開発により、議員がストックされた情報をもとに市民への議会報告会を行うなど機動力を発揮している。各会議では、タブレット端末とプロジェクターを活用している点も先進的な議会といえる。

本町議会においては、第一義的には住民参加を目的とした議会 ICT の推進を図り、同時に紙資源の減量化と会議の効率化を目指すべく、その基本的な方針については、次の3点が考えられる。

1 点目として、平日などに議会の傍聴が不可能な町民に対して、議会情報を発信し、さらに意見を聴取するなど ICT を活用したフォーラム機能を用いること。

2 点目に、議会事務局職員等も含め、少ない資源を最大限活用するための議会内の効率化手法を念頭に取り組むこと。

3 点目に、議会に対する町民等の関心を引き寄せる方策として、データを加工可能な状態で支障のない範囲で開くことを検討すること（オープンデータ化）。

今回の先進地視察をもとに、議会の ICT 推進化に向け、当委員会が主体となり全議員で協議を進め、執行機関側とも十分な調整をしながら議会 ICT 計画の策定に着

手していくものである。

芽室町議会ICT推進基本計画

(ver. 3 案)

【議会の見える化・効率化を目指して】



平成27年5月

芽室町議会

芽室町議会ICT推進基本計画（ver.3案）

【議会の見える化 改革を目指して】

第1章 総論

1 【計画策定の背景】

本町議会では、平成25年3月に「町民に開かれた町議会」の実現に向けて、芽室町議会基本条例を全会一致で可決し、同年4月1日に施行した。それを受けて平成26年度議会活性化計画では、本町議会のさらなる情報発信と情報通信技術（ICT）を推進することを盛り込んだ。本計画は、町民への議会情報の発信と情報通信技術を進めるために策定するものである。

また、本計画策定に当たっては、北海道大学公共政策大学院の若生幸也講師からのアドバイスを受けながら策定したものである。

なお、本計画は、芽室町ICTの推進計画を上位計画とするものである。

※芽室町議会基本条例

（議会広報の充実）

第9条 議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から町民に対して周知します。

2 議会は、情報通信技術（ICT）の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

2 【計画策定の目的】

本町議会は、民主主義の過程に町民が、より深くかかわる機会を得るために、「町民に開かれた町議会」に向けて、なお一層の充実化を図り、議会のオープン化（透明、参加、協働）、会議効率化および業務の合理化と効率化の有効手段の一つとして、ICT技術の積極的な活用を推進するものである。

第2章 基本フレーム

1 【基本的な考え方】

本計画の具現化にあたっては、町民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的展開と事務の合理化・効率化を推進するとともに町民との意見交換などを積極的に活用し、議会のオープン化を実現するものである。

芽室町議会ICT推進基本計画は、次の4点を基本事項とする。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 議会情報を、町民に分かりやすく提供する。 |
| (2) 町民の議会への関心の喚起と参加機会の拡大を図る。 |
| (3) 会議を効率化し、議会活動の積極的展開を図る。 |
| (4) 議会関連事務の資源軽減化、合理化、効率化を進める。 |

第3章 事業の展開

1 【ハード面での計画事業】

(1) クラウド化と議会ソリューションの構築（地域情報と行政情報推進）

①データのクラウド化	H28年度以降
②本会議場ソリューション構築と実施	H27-28年度
③委員会室ソリューション構築と実施	H27-28年度
④タブレット端末による会議の実施	H28年度

(2) 機器及びシステムの新規・更新整備（地域情報推進）

①議案書等の電子化を図るため、タブレット端末を全議員および事務局員に配布し、その積極的活用を図る	H28年度
②本会議場の有線マイク交換	H27年5月実施
③委員会室の有線マイク交換	H25年12月実施
④本会議場のカメラ・マイク連動型システム導入	H28年度

⑤本会議場の大型ディスプレイ設置（2体）	H28年度
⑥本会議場の電子採決投票システム導入(出席数・発言時間等)	H28年度
⑦本会議場の議事録作成ソリューションシステム導入	H28年度
⑧本会議場におけるプレゼンテーションツールの整備	H28年度

(3) 庁舎建設を見据えた移動費の積算（行政情報推進）

①本会議場・委員会室機器・配線等移設作業	H34庁舎建設前検討
----------------------	------------

2 【ソフト面での計画事業】

(1) 町民との情報共有の拡充とホームページ（地域情報推進）

①議会ホームページの充実化	H26年3月一部実施済
②本会議のインターネット（ライブ&録画）中継システム等のリニューアル	H26年3月一部実施済
③画質向上の見直し（ハイビジョン化）	H28年度
④議事録と録画の連携（議会ホームページ）	H26年3月実施済
⑤委員会、全員協議会のインターネット（ライブ&録画）中継	H25年8月実施済
⑥スマートデバイス化	H27年度以降
⑦会議記録と録画配信の連携	H25年5月実施済
⑧議会SNS推進（フェイスブックアカウント取得）	H25年5月実施済
⑨議会SNS推進（ライン公式アカウント取得）	H26年7月実施済
⑩議会SNS推進（ツイッター公式アカウント取得）	H26年8月検討済
⑪議会への政策提案用フォームの設定	H26一部・H28導入
⑫一般質問時のプレゼンテーションツールの利用	H28年度
⑬委員会等の会議資料の事前公開	H26年3月実施済
⑭独自ドメイン取得・検討	H28年度
⑮議員全員がWebサイトを持つ支援体制の確立	H27年度以降
⑯議員個人のWebサイトへのリンク	H27年度以降
⑰議会ホームページのCMS化	H26年3月一部実施済
⑱議会報告会のインターネットによる公開・検討	H26年度試行
⑳タブレット端末による会議の検討	H27年度検討

(2) 町民参加による議会運営（地域情報推進）

①会議を傍聴した町民または、報告会に参加した町民、あるいはインターネットで会議を視聴した町民からの意見を議会ホームページに公表し、議会運営に反映させる。	H27年度
②議会SNSによる町民意見等の聴取	H26年9月実施

(3) 議員の情報活用能力及び活用環境の向上（行政情報推進）

①タブレット端末を利用した情報収集・発信力の向上	H27年度
②SNSによる議会アンケートの実施	H26年9月試行
③新聞記事検索データベースの活用	H27年度
④会議録検索システムHP連動	H25年6月実施済
⑤先例集、町例規、会議録（本会議、委員会）索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、執行機関で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る	H27年度
⑥庁内LAN（イントラ）への議員限定アクセス権の設定	H27年度
⑦委員会所管事務調査等の記録と情報共有化	H27年度

(4) 議会内のペーパーレス化の推進（行政情報推進）

①会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化	H23年4月一部実施済
②タブレット端末による会議通知・各種式典等の案内通知	H28年度
③タブレット端末による一般質問通告書の提出	H28年度
④予算書・決算書の議会ホームページ掲載	実施済
⑤タブレット端末への予算書・決算書の議会ホームページ掲載（試行）	H28年度
⑤タブレット端末化による例規集加除	H28年度
④会議録の電子化	H25年5月実施済
⑥議案書の電子化	H26年3月実施済

⑦委員会におけるプレゼンテーションツールの整備 (プロジェクター・スクリーンの活用)	H27年度
⑧執行部提出資料の電子化	H26年度9月実施
⑨先例集、町例規、会議録(本会議、委員会)索引、意見書・決議索引、図書室蔵書索引、執行機関で作成した各種計画書等資料の索引等の電子化を図る。	H27年度

3 【セキュリティ対策】

計画の実施に当たっては、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。

4 【財源措置と計画の実行化】

- (1) 予算を伴う計画については、芽室町議会基本条例第12条の規定に基づき、議会が執行機関側に実行計画を説明し、予算要求する。
- (2) 情報通信技術の発達を踏まえ、常に時代に適合した事業の推進を図るため、必要に応じてローリングし、実行計画に計上する。

新規整備計画

	整備項目	概要	費用(円・税込)
1	地域情報1 データクラウド化	芽室町役場に付随(H28)	0
		議会単独(使用料)	0
2	地域情報2 ホームページの活性化	アクセシビリティ対応・スマホ、タブレット仕様(H27)	1,166,400
		カウンター設置(H27)	0
	地域情報3 中継・録画システムの更新 (7年目更新期)	中継・録画システム一式、 議場カメラ・マイク音響、 電子採決システム一式(H27)	24,300,000
3	地域情報4 議会SNSの推進	議会フェイスブック、ライン、 ツイッター、町民意見受付フォー ム設置(SSL証明書)(H27)	0
4	行政情報1 ペーパーレス・会議の可視 化(プレゼン)・効率化	委員会室ソリューション (H27)	522,720
		タブレット端末導入(23台) ペーパーレス会議導入(H27)	4,265,784
		通信費用	1,435,200
計			31,690,104

第1委員会室のICT推進（ソリューション）



第1委員会室の設備の現状：

- ・インターネット中継カメラ・中継システム（H25.7）
- ・マイク（H25.12）、音声認識システム（H24.5）
- ・コントロールユニット（H11.11）



- ・タブレット端末導入によりペーパーレス化し、資源・コストを削減化
- ・プロジェクター・スクリーン導入により資料を視覚化
- ・インターネット中継・録画配信も連動し視覚化
- ・タブレット導入により会議を効率化・議員間討議を充実化

導入費用

品名	型式	数量	単位	単価	金額	備考
1. 会議カメラ機						
1: 会議カメラ本体 EPSON製	ELPDC20	1	式	90,000	90,000	EPSON製
2. プロジェクター機						
1: プロジェクター EB-1776W	EB-1776W	1	式	152,000	152,000	EPSON製 短焦点
2: スクリーン 自立式 ELPSC25	ELPSC25	1	式	70,000	70,000	EPSON製 90型
3: 機器据付設置費 (設定含む)		1	式	60,000	60,000	
3. エンコードサーバ機						
1: ビデオキャプチャーボード		1	式	52,000	52,000	
2: 据置設置費 (調整費含む)		1	式	60,000	60,000	
				小計	484,000	
				消費税	39,720	
				総合計	522,720	

第1委員会室設置機器

会議カメラ-A3対応 EPSON製 ELPDC20 1台



1/2.7 CMOS	光学12倍/10倍デジタルズーム	重量約3.0kg
USB2.0/RGBケーブル接続	HDMI/アナログRGB出力	LED照明搭載
10Mセンサー搭載 自動対話	90°モーター対応 (壁面対応)	最大撮像サイズ A3
防振性能 最大30フレーム/秒	録音マイク内蔵	180度回転式レンズ
折りたたみ可能	USB-A 外部出力対応	ソフトウェアリンクパス 具備

(注) 1: USBケーブルは、PCに付属のケーブルを使用して下さい。

プロジェクター EPSON製 EB-1776W 1台 (短焦点)



解像度	: WXGA
方式	: 3LCD (三原色液晶シャッター式投映)
投射光束	: 3000lm
1対1対比	: 2000:1
消費電力 (定格)	: 0.59
消費電力 (最大)	: 1280×800×3
本体サイズ	: W292×D210×H44 (mm)
重量	: 約1.7kg
USBポート	: USB端子タイプA

ビデオキャプチャーボード (増設) NEC製 1枚



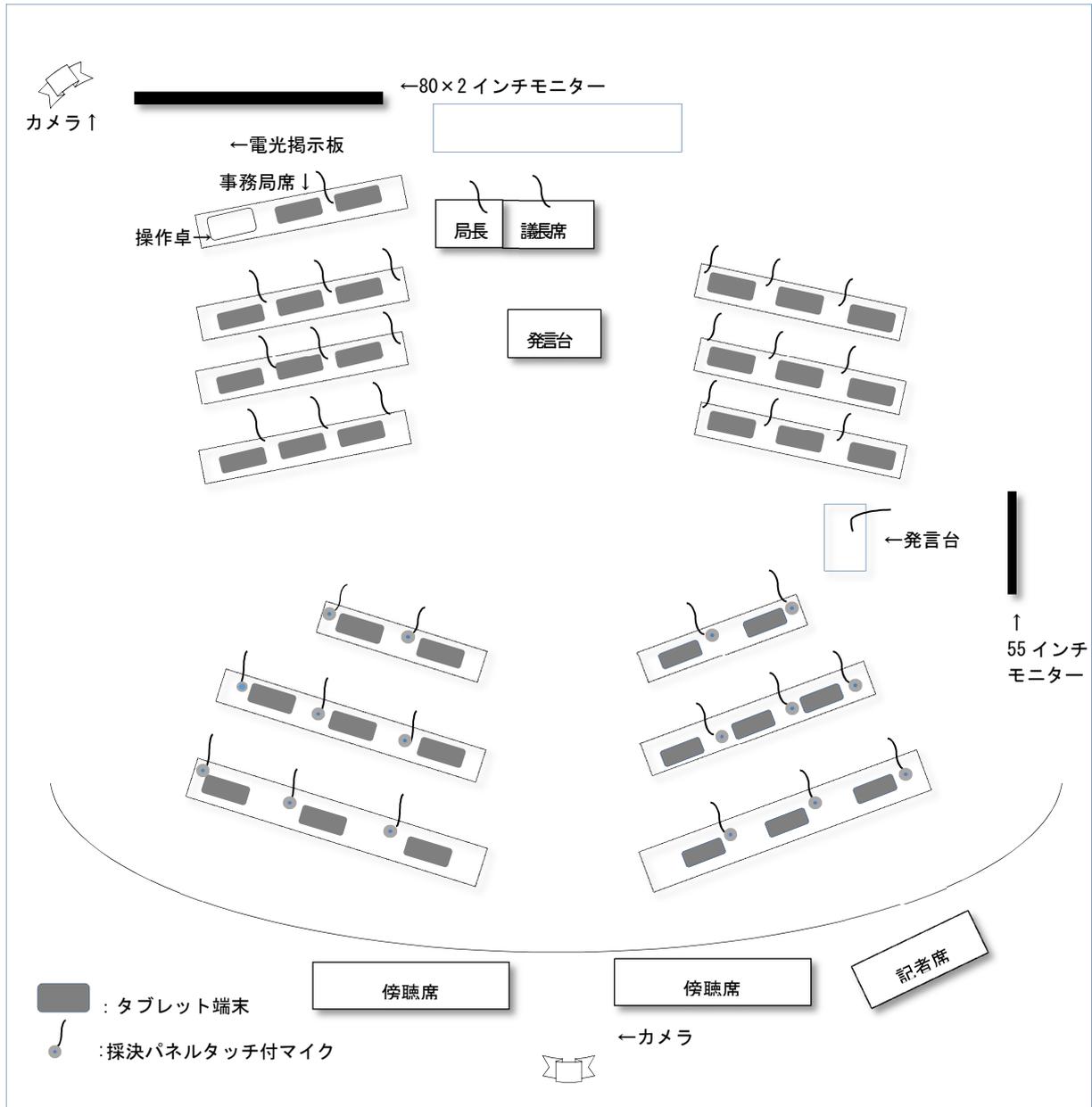
既設エンコードサーバの空スロット
に会議カメラ接続用として1枚増設
新たに設置を挿入せず対応可能

スクリーン EPSON製 ELPSC25 1台



90型ワイドスクリーン
1610/90型
外形寸法: W2080×H2092 (mm)
スクリーン寸法: W1939×H1212

本会議場の ICT 推進（ソリューション）



本会議場の設備の現状：

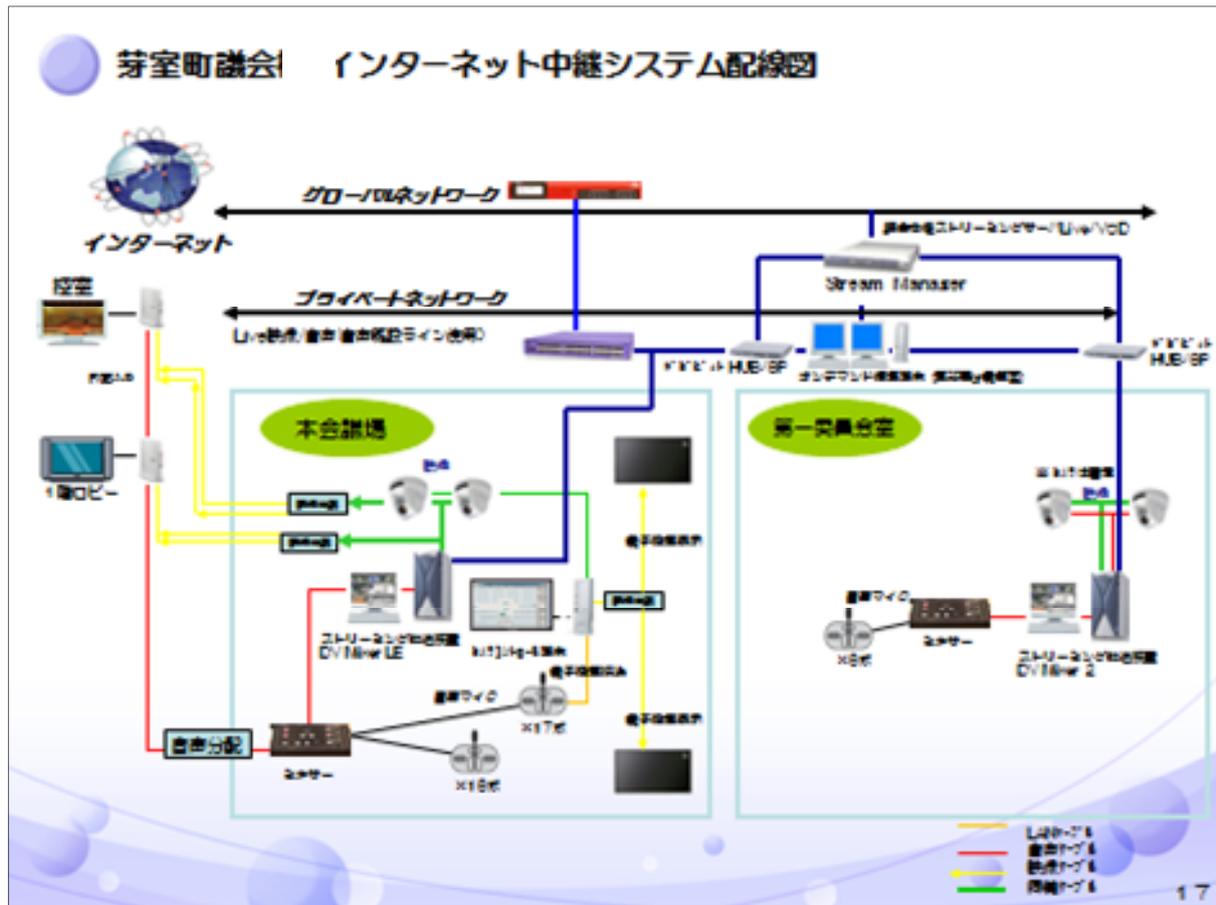
- ・インターネット中継カメラ、中継システム
- ・マイク、
- ・音声認識システム



本会議場の今後の整備：

- ・大型モニター導入により資料を視覚化
- ・タブレット端末・プロジェクター導入によりペーパーレス化により資源・コスト削減化
- ・インターネット中継・録画配信も連動し視覚化
- ・タブレット導入により会議を効率化・討議を充実化

議会全体のソリューションの構築



(1) クラウドコンピューティングシステム（クラウド）化

二元代表制による議会は、執行機関との「議論の広場」である。したがって、議会ソリューションを整備し、充実化することは町民全体の福祉向上につながるものである。

これまでも、議会では一定の機能整備に努めてきたが、その機能の全てを連動させ総合的に整備する。

クラウドコンピューティングシステム（クラウド）化により、情報管理が容易になる。職員の事務作業時間が削減する。

エンコードシステムの構築

● 本会議場内設置機器

<p>・エンコードシステム装置</p> <p>HP製エンコード装置 22インチ液晶TFT 1台 Z820 1台</p> 	<p>・制御操作設備</p> <p>Wacom製 17型ワイドタッチモニタ カメラ/マイク制御端末 NEC製デスクトップ型PC</p> 
<p>・映像カメラ (HDカメラ)</p> <p>Panasonic製 AW-HE506 2台 IO-DATA製 セットアップボックス1台</p> 	<p>・録音機器設備 (ICレコーダ)</p> <p>MARANTZ製 PMD580/2GB 2台</p> 

11

(2) 議会映像配信システム (スマートデバイス対応)

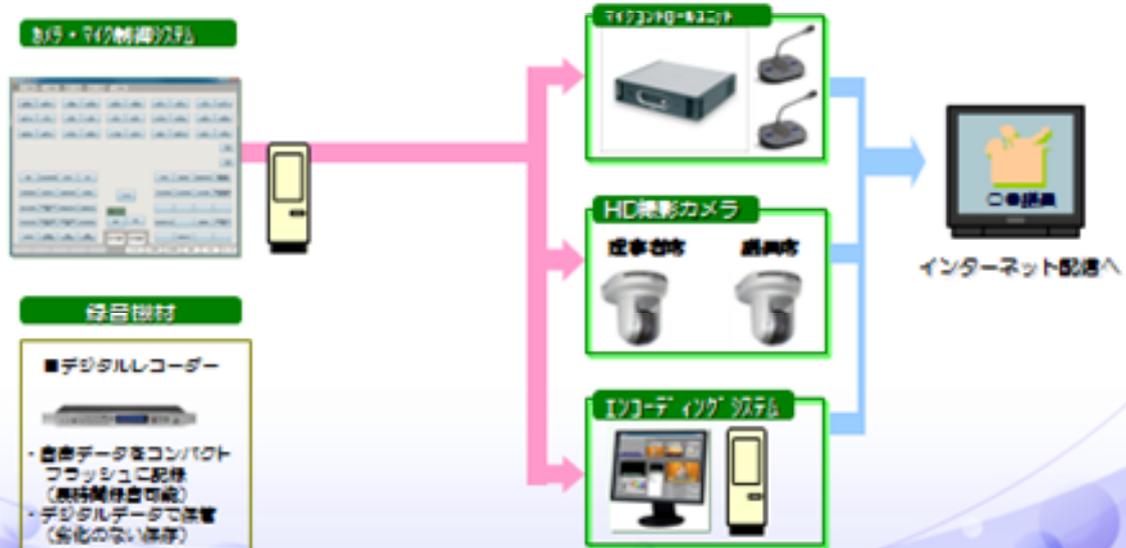
開かれた議会をスピーディに情報発信し、インターネットを通して議会映像をライブ中継・録画配信をする。

また、各スマートデバイスに対応し、議会映像を最適化して配信を行う。

カメラ・マイク連動型システムの構築

1-1 カメラ・マイク連動型システム機能概要（構成）

一度の操作でマイク・カメラ・テロップが同時にコントロールできますので、今までのマイク操作と同じ操作性で簡単にマイク・カメラ・テロップのコントロールを行うことができます。



2

1 カメラマイク連動型システム機能概要

カメラ・マイク連動システムは、パン、チルト、ズームなどのカメラ制御からテロップの挿入までほとんどの操作を「タッチパネルをタッチするだけ」のワンタッチで行なえます。また、カメラ制御だけではなく、マイクセントラルコントロールユニットを使用しマイク切替えも1人のオペレーターで操作可能なシステムです。



1

● ペーパーレス会議システムとは

ペーパーレス会議とは、紙媒体の配布資料に頼らずに、画面に表示させて情報共有を行う会議システムです。

主なメリット

- ✓ 温室効果ガス（CO2）の削減
- ✓ コストの削減
- ✓ 意思決定のスピード化
- ✓ 会議形式に合わせたフリーレイアウトに対応
- ✓ 情報漏えいの防止



2

(3) タブレット端末とペーパーレス化

従来の機器を削減し、議会運営に必要な機能をシステム化し、操作のしやすさとローコスト化を実現する。

議会運営に特化した充電機能を搭載。初期導入時はもちろん、議会運営も低コストで実現する。

視覚的、直観的に操作ができるタッチパネル方式を採用し、高品質フルハイビジョンカメラで撮影した映像をテレビ、インターネットに放映する。省スペースと省エネにも配慮する。

タブレット端末導入・ペーパーレス会議によるコスト分析

議会コピーパフォーマンス実績（3F／本会議以外）

年度	枚数	金額	用紙代	合計	平均
平成 26 年度見込	402,084	599,258	402,084	1,001,342	794,949
平成 25 年度実績	319,415	462,823	319,415	782,238	
平成 24 年度実績	361,660	542,784	361,660	904,444	
平成 23 年度実績	190,980	300,792	190,980	491,772	

1 議会コピーパフォーマンス推計 $794,949 \times 0.8 =$ 635,960 円

2 町例規集追録代年間推計 平均年額 199,799 円

(H25/119,196 円 H24/108,360 円 H23/371,840 円)

3 議員専用ファックス年間推計 平均年額 52,493 円

(H25/61,610 円 H24/63,474 円 H23/59,446 円 H22/48,774 円/平均年額 58,326 円 \times 0.9)

4 議案等送付郵送料推計（常任委員会+全員協議会等）

	H25	H24	H23	平均	便数	便数計	郵送料
各委員会開催回数	79	57	46	60.7	7	427	64,050
議運	49	33	32	38.0	9	342	51,300
特別委員会	15	10	10	11.6	16	192	28,800
全員協議会開催回数	30	26	14	23.3	16	368	55,200
				44.3		1,329	199,350

$199,350 \times 0.9 =$ 179,415 円

5 議案等送付人件費（臨時職員 1 時間あたり賃金）

194 回 \times 860 円=166,840 円

本会議以外計 1,234,507 円

6 議案印刷費等年間推計

706 枚 \times 30 部 \times 0.88=18,638 枚

18,638 枚 \times 2.5 円=46,595 円（用紙代+コピーパフォーマンス）

302 円 \times 160 件=48,320 円（宅配料）

8,334,374 円 \times 0.0611=509,230 円（人件費）

本会議計 964,145 円

合計 2,198,652 円

タブレット端末導入・ペーパーレス会議によるコスト比較

経費削減計画額

1	外注計画書が策定された場合	-
2	配付資料等	
	(1) 決算書	-
	(2) 予算書	-
	(3) 例規集	199,799
3	議会事務局資料・通知文書印刷費	635,960
4	議員への通知（本会議以外）	
	(1) 通知料（ファクス）	52,493
	(2) 郵送料	179,415
5	人件費 860 円（臨時職員）	166,840
	本会議以外計	1,234,507
6	本会議印刷製本費等（総務課）	964,145
	単年合計	2,198,652

※プリンター代は含めていない。

タブレット端末導入・ペーパーレス会議システム導入費用

1	タブレット機種 IPAD Retina ディスプレイモデル 23 台	1,237,032
	64GB Wi-Fi モデル	
	49,800 円×23 台=1,145,400 円	
2	タブレットケース	94,392
	3,800 円×23=87,400 円	
3	設計構築費用費用（一式）	810,000
4	無線ネットワーク	606,744
5	ペーパーレス会議サーバ	1,517,616
	単年合計	4,265,784
6	使用料	
	月額 5,200 円×12 か月×23=円（年額）	1,435,200
	導入年総計	5,700,984

※執行機関側の端末はカウントしていない。

タブレットシステム：SmoothMeetingとは

タブレット端末を活用したペーパーレス会議システムです。
議会スタイル変革や情報提供のスピードアップを実現します。

Before 紙を使用した従来の会議



After ペーパーレスだけでなく、資料の作成から会議・保管までスムーズに連携！



5

SmoothMeetingの特徴

① シンプル＝機能が使いやすい

タブレット端末

<参加者>

<発表者>

- 【ページ同期】発表者ページに同期しはず
- 拡大操作も同期しはず
- 参加者は誰でも発表者に切り替え可能

直感的な操作

【メモモード】

- ・マーキング
- ・メモ入力
- ・ペンの太さや色の変更

管理サーバ

【操作画面】わかりやすいシンプルな画面

【資料の登録】ドラッグ&ドロップでの登録が可能

ドラッグ&ドロップ

エクスプローラからの選択指定可能

6

SmoothMeetingの特徴

②セキュリティ機能

① 資料ダウンロード時

- ・ 固体認証
登録済みの端末以外はアクセス不可
- ・ ユーザ認証
参加許可されていないユーザは資料ダウンロード不可



② 資料閲覧時

- ・ オンラインチェック
サーバとの通信が行われていない端末は資料閲覧不可
- ・ 一斉削除指示
管理PCからすべての端末へ資料データの削除指示可能



③ 会議終了時

- ・ 閲覧期限による自動削除
閲覧期限後にアプリケーションを立ち上げると資料は自動的に削除される



7

SmoothMeetingの主な機能

1. 資料配布、表示機能



- ・ サーバ側のPDF変換機能でOfficeファイルを一括変換可能
- ・ 会議資料をタブレット端末へ転送
- ・ 複数の会議資料を階層管理（フォルダ形式）で保存・表示可能
- ・ 表示資料の拡大、縮小、ページ切り替え、サムネイル機能
- ・ 動画（MPEG4形式）の登録/表示可能
- ・ アジェンダ機能搭載

2. ページ同期機能



- ・ 発表者のページが参加者と同期
- ・ 同期/非同期は参加者にて選択可能
（メモ入力時や自身でページめくりした時は自動で同期が解除）
- ・ 任意の端末が発表者へ移行可能
- ・ 発表者の画面を拡大すると参加者の端末も拡大されます
- ・ 発表者のポインタが同期します

8

SmoothMeetingの主な機能

3. メモ・付箋機能



- タブレット端末資料上に手書きのメモを記入可能
(画面を拡大した状態でも記入可能)
- 線の色/太さを変更可能
- タブレット端末資料上に付箋を貼付可能
- メモ情報はユーザ別の資料として管理PCに保管し、
会議参加者へ送付

4. オフライン機能



- ネットワークに接続していない状態でも資料の閲覧が可能
- オフラインモードでもメモ・付箋機能の利用が可能
- 資料の閲覧期限のセキュリティはオフラインモードでも有効

9

SmoothMeetingの主な機能

5. プロジェクタ出力機能



- iPadとプロジェクタをVGAケーブルで接続
- iPad表示中の資料をプロジェクタに出力
- ポインタ表示機能
- 動画表示可能

6. セキュリティ機能

- 顔認証 (許可した端末以外の接続をさせない)
- ユーザ認証 (設定により認証をスキップすることも可能)
- 会議資料の閲覧期限設定
- 管理PCからの会議資料一斉削除指示



10

システム構成

SmoothMeetingは管理サーバ、タブレット端末アプリケーションによって構成されます。

(無線LAN環境は必須です)



■管理サーバ推奨スペック

CPU	Core2 Duo以上
メモリ	4GB
HDD	160GB
OS	Windows Server 2008(32bit)、Windows Server 2008R2
アプリケーション	Microsoft Office 2010 (Word,Excel,PowerPointが利用できること) SmoothMeeting以外のアプリケーション用途で利用しないサーバーであること

11

SmoothMeetingの主な機能

1. 資料配布、表示機能



- サーバ側のPDF変換機能でOfficeファイルを一括変換可能
- 会議資料をタブレット端末へ転送
- 複数の会議資料を階層管理（フォルダ形式）で保存・表示可能
- 表示資料の拡大、縮小、ページ切り替え、サムネイル機能
- 動画（MPEG4形式）の登録/表示可能
- アジェンダ機能搭載

2. ページ同期機能



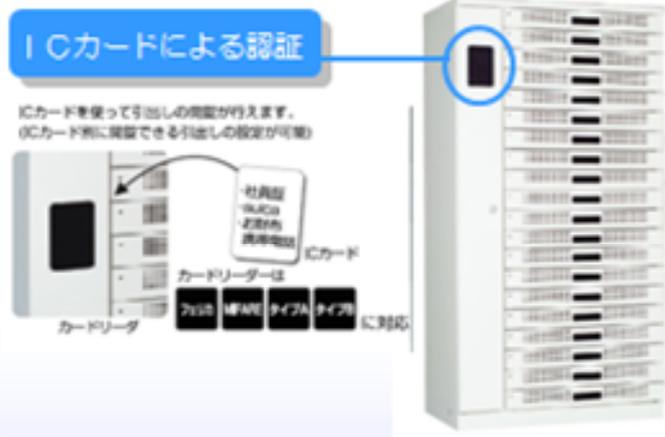
- 発表者のページが参加者と同期
- 同期/非同期は参加者にて選択可能
(メモ入力時や自身でページめくりした時は自動で同期が解除)
- 任意の端末が発表者へ移行可能
- 発表者の画面を拡大すると参加者の端末も拡大されます
- 発表者のポインタが同期します

8

＜補足＞ セキュリティキャビネットについて

タブレット端末をセキュアに保管したい

セキュリティキャビネットはタブレット端末をセキュアに保管し、さらにタブレット端末への充電を行います。タブレット端末の管理、運用にご活用ください。

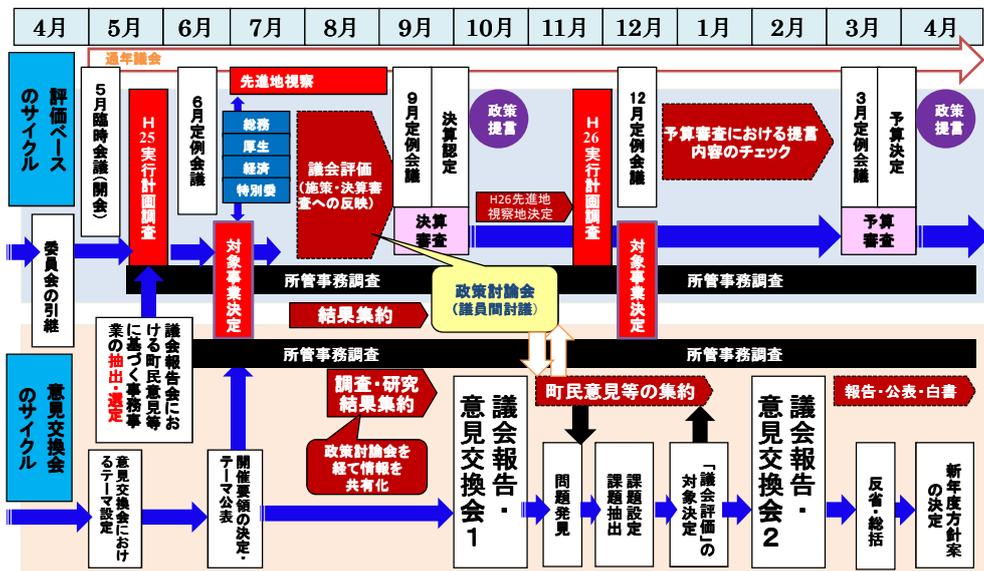


＜製品仕様＞

機種	K800-1A20 (-1B20)	
外形寸法	W(mm)	750mm
	D(mm)	450mm
	H(mm)	1450mm
材質	SPCC 110/DB	
重量(約)	145.0kg	
扉の内径寸法 (18×11)×20	JIS規格に準拠したA4サイズ対応	
扉の内径寸法 (18×11)×20	H54mm×(1490mm×D410mm)	
PC電源	AC100V電源×20 隔室設置	
オプション	LANポート×20 (¥100,000) 監視カメラ×20 (¥42,000)	

芽室町議会政策形成サイクルの導入について

町民との意見交換会と常任委員会活動を中心とした「芽室町議会・政策形成サイクル」



平成 26 年 4 月
芽室町議会

H26 芽室町議会 政策形成サイクルの実施運用

○議会基本条例

第1章 総則

(基本理念)

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第8条 議会は、議会の活動に関する情報公開、共有を徹底し、説明責任を十分に果たし、町民が議会活動に参加する機会を確保します。

5 議会は、議会報告と意見交換会を毎年開催するなど、広く町民の意見を聴取する機会を確保し、議会、議員による政策提案を行います。

第4章 町長等と議会との関係

(町長等と議会、議員の関係)

第11条 町長等と議会は、それぞれの機関の特性を活かすとともに、政策をめぐる論点、争点を明確にし、緊張関係を維持しながら行政を運営します。

(政策形成過程等)

第12条 議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後を想定した審議を行います。

(評価の実施)

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政

- 策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。
- 2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

第5章 議員相互の討議

(議員政策討論会の開催)

- 第17条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題等について、議会としての共通認識を深めるとともに、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催します。
- 2 議員政策討論会について必要な事項は、議長が別に定めます。

H26 芽室町議会 政策形成サイクルの実施運用

(目的)

議会政策形成サイクルは、町（執行機関）が進める構想、計画、政策、施策、事務事業（以下「政策等」という。）に対し、町民の意見聴取を踏まえ、所管事務調査及び議員間討議を通じ、議会として町に政策提言するとともにこれを反映させることを目的とします。

(政策形成サイクルの種別)

議会政策形成サイクルの種別は、以下のとおりとします。

(1) 実行計画を基にするサイクル：

町総合計画に基づく実行計画の調査をベースに政策提言するサイクル

(2) 意見交換会を基にするサイクル：

10月に開催する町民及び団体との意見交換会で出された内容の調査をベースに政策提言するサイクル

(3) その他サイクル：

必要に応じ、構想、計画、政策、施策、事務事業等について委員会の所管事務調査をベースに政策提言するサイクル

(対象政策等の選定)

各委員会は、委員討議を通じて、議会政策形成サイクルの対象政策等を選定します。その開催時期は以下のとおり。

(1) 実行計画を基にするサイクル : 4月

(2) 意見交換会を基にするサイクル : 11月

(3) その他サイクル : 所管事務調査後1か月以内

(対象政策等の調査)

各委員会は、対象政策等の抽出後1か月以内に所管事務調査を行います。

(委員会討議)

各委員会は、対象政策等の所管事務調査において委員会討議を行います。

(町民意見等の徴取)

各委員会は、所管事務調査の内容を町民に伝えるとともに、町民の意見を聴きます。

(参考人の意見聴取と専門的知見の活用)

各委員会は、必要に応じ所管事務調査の内容を参考人からの意見聴取や専門的知見の活

用を図ります。

(政策提言の論点化)

各委員会は、委員会で政策提言の内容をまとめ、論点化を図ります。

(政策討論会)

各委員会は、全員協議会（政策討論会）に委員会で論点化（全会一致で賛成）した政策提言を提出し、議員間討議を行います。政策討論会の開催時期は以下のとおり。

- (1) 実行計画を基にするサイクル : 7月
- (2) 意見交換会を基にするサイクル : 1月
- (3) その他サイクル : 7月、1月、随時

(議会フォーラムの開催)

各委員長は、政策提言した内容について所管事務調査を通じ進行の管理を行い、政策化への反映経過及び結果等を1月に開催する議会フォーラムを通じ、町民に報告し意見を聴取します。

(政策提言の実施時期)

全員協議会（政策討論会）で論点化（全会一致で賛成）した政策提言は、町長に対し議長及び正委員長の連名により政策提言書を提出します。論点化しなかった政策提言は、各委員会において対応を協議し、争点情報として担当課長に対し、正委員長名により政策提言書を提出します。その時期は以下のとおり。

- (1) 実行計画を基にするサイクル : 8月
- (2) 意見交換会を基にするサイクル : 2月
- (3) その他サイクル : 8月、2月、随時

(政策形成サイクルの見直し)

議会は、制度上必要が生じたときは、政策形成サイクルを見直します。

H26 芽室町議会 政策形成サイクルの運用

活動	① 実行計画を基にするサイクル		② 意見交換会を基にするサイクル		③ その他
	実行計画 (H26)	決算審査 (前年度分)	意見交換会	実行計画 (H27)	
政策抽出時期	4月中		11月中		随時
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画 ・ 個別計画 ・ 予算書 ・ 前年度決算書 ・ マネジメントシート ・ 先進地事務調査 				
所管事務調査	5～6月中		11月中		1か月以内
委員会討議	6月中		12月中		2か月以内
論点化	7月中		1月中		2か月以内
政策討論会	7月中		1月中		7月・1月・随時
町に政策提言	8月中		2月中		8月・2月・随時
反映	H27 実行計画に反映 H27 当初予算に反映 個別計画等に反映		H28 実行計画に反映 H28 当初予算に反映 個別計画等に反映		

『芽室町議会政策形成サイクル』の実現に向けて

芽室町議会モニター 江崎 満

1 議会政策形成サイクルの目的について

1) 議会政策形成サイクル実施の目的について町民への『周知』

議会政策形成サイクルの実施に伴う『暮らし』の変化など事例を用いて掲載

② 議会政策形成サイクルの重要事項について

1) 議会と町民との意見交換会の『重要性』の説明

2) 議員間（議員同士）の活発な議論と一本化への『協調』

③議会政策形成サイクルと町民について

1) 議会政策形成サイクル実現に向けての『町民の役割』

意見交換会などへの積極的な『町民の参加』

意見交換会で出された意見が政策化する過程の『具体例』提示

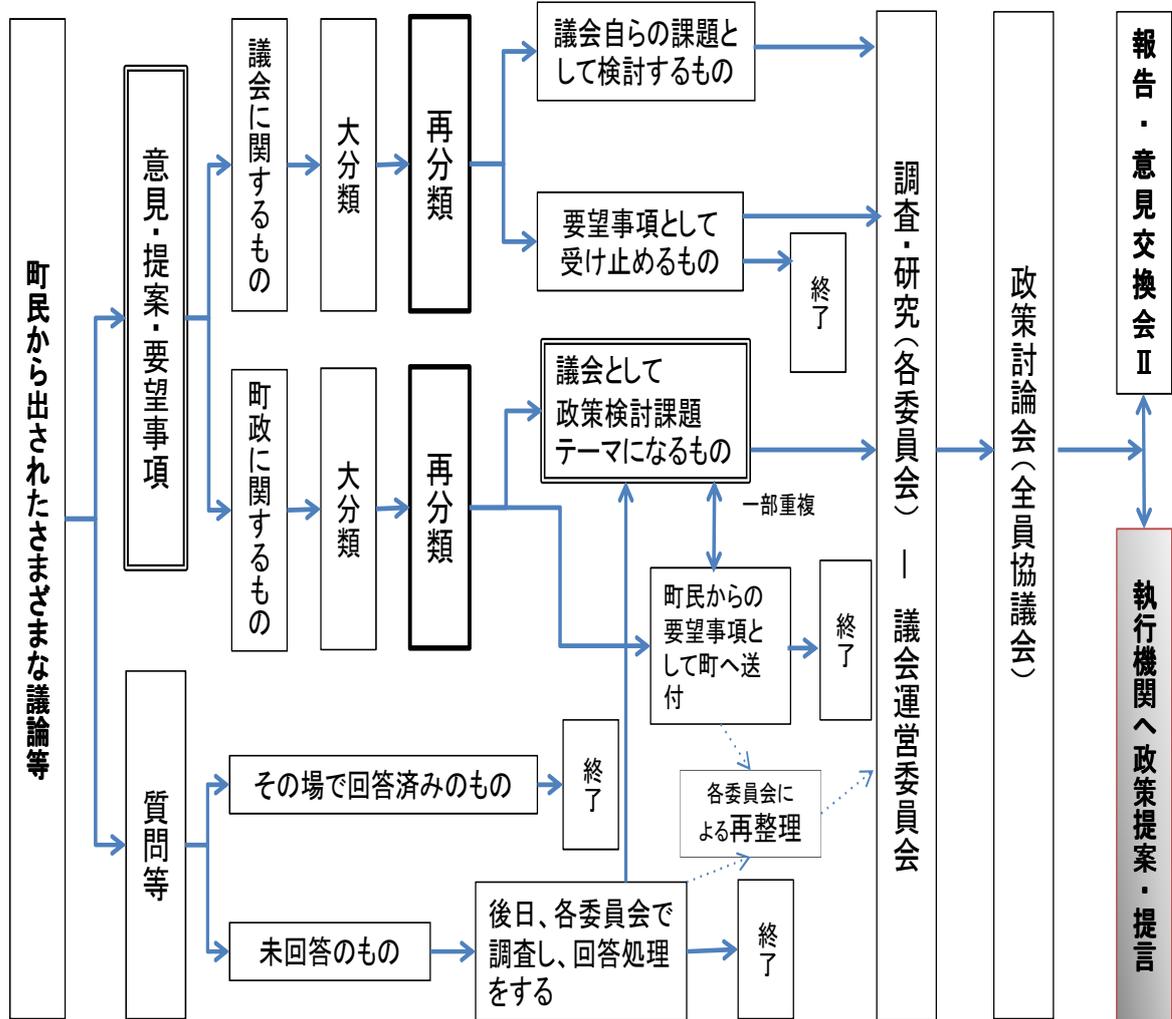
④議会政策形成サイクルのPRについて

1) 議会だよりの活用と充実

2) 議会ホームページの活用と充実

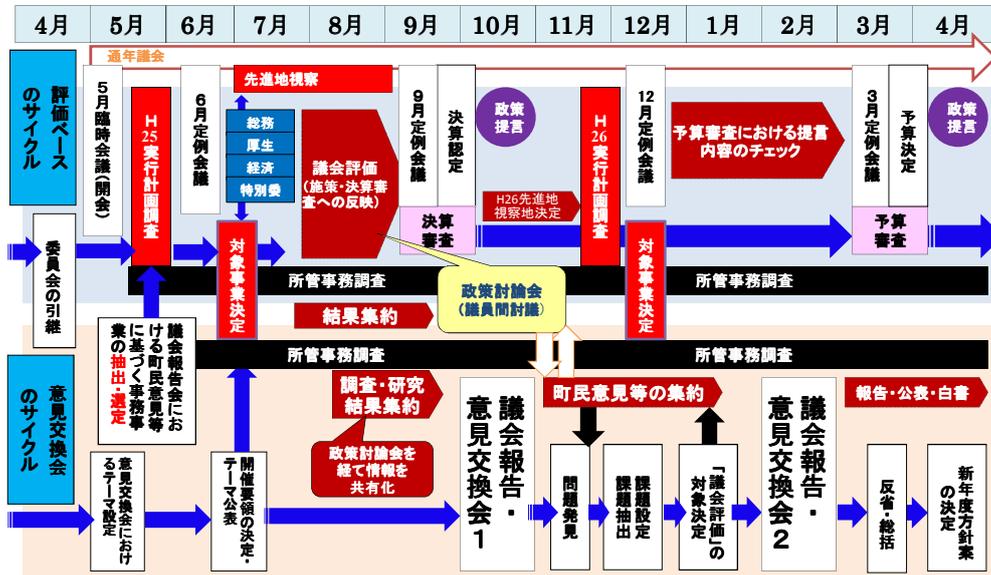
3) フェイスブックの活用と充実

芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の意見・提案・要望等の取り扱いフロー



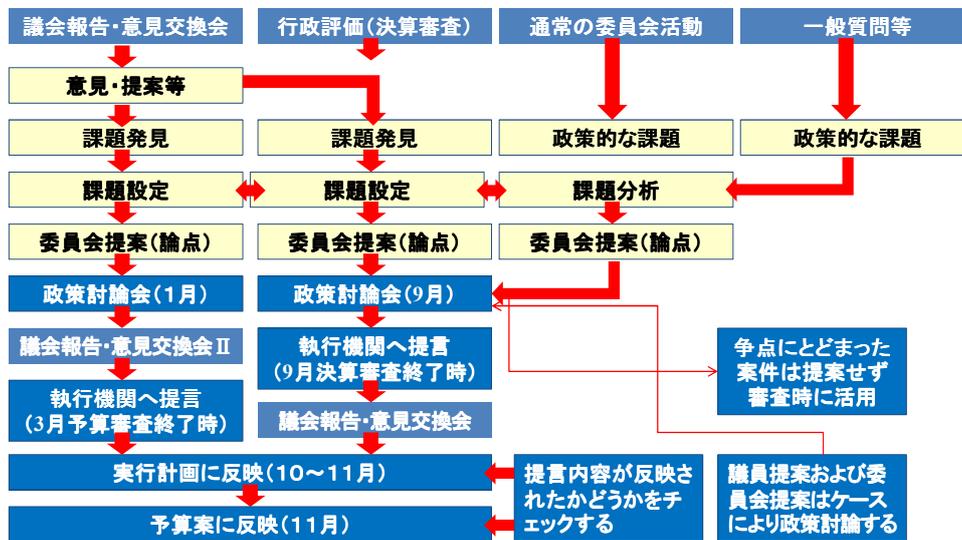
～意見報告会の企画立案～町民意見の集約、分類、問題発見、課題の設定までが委員会の担う範囲
 ※ 従来の処理は網掛部分を除いて対応。その結果、町民に議会としての回答ができていない事項が発生。

町民との意見交換と常任委員会活動を中心とした「芽室町議会・政策形成サイクル」(第8回議員協議会3/25提示)



1

「年間2サイクルによる芽室町議会・政策形成サイクル」



2

議会活性化（議会政策形成サイクル等）
に係る先進地事務調査について

委員会調査報告書

芽室町議会運営委員会

委 員 会 調 査 報 告 書

議会活性化（議会政策形成サイクル等）に係る先進地事務調査について

平成25年7月23日から26日までの4日間に当委員会が実施した標記に関する調査結果を会議条例第78条の規定により報告する。

平成25年9月30日

芽室町議会議会運営委員会
委員長 小 椋 孝 雄

芽室町議会議長 広 瀬 重 雄 様

1 調査訪問先および調査項目

訪問月日等		訪問先	調査項目
7月24日	午前9時30分から 午前11時30分まで	会津若松市議会 (福島県)	「議会報告・意見交換会を起点とした政策形成サイクル」について
7月25日	午後1時30分から 午後3時30分まで	飯田市議会 (長野県)	「決算審査等をベースとした政策形成サイクル」について

2 調査の目的

今回の調査は、芽室町議会基本条例第13条の評価の実施および平成25年度議会活性化計画に基づき、議会政策形成サイクル導入の先進地視察を実施し、本議会の導入に向け、検討するものである。議会からの政策形成サイクルは、二代表制に基づき、住民参加を生かしながら、議会の合議制という特徴を生かし、政策過程全体にわたって、議決機関だけではなく、議事機関として積極的に活動していくものである。

芽室町議会基本条例

(評価の実施)

第13条 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等（計画、政策、施策、事務事業等）の評価（以下「議会の評価」という。）を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

3 事務調査先の概要

(1) 会津若松市議会

会津若松市は、面積383.03km²、人口123,619人、世帯数47,823世帯（平成25年4月1日）であり、福島県西部一帯を占める会津地方の中心都市として、市街地は会津盆地の南東部に位置する。市域は、市街地の南に広がる広大な山地も含まれ、最南端は芦ノ牧温泉などのある大戸岳周辺まで、東側は猪苗代湖の約3割をも含む。猪苗代町や郡山市と接し、北西は喜多方市など、会津盆地内の市町村と隣接する。市の南部から北部に阿賀川が流れる。市の東部は猪苗代湖に面しているほか山地が広がる。

江戸時代には、会津藩の城下町として繁栄し、若松城（鶴ヶ城）や白虎隊など、歴史上の事物を観光資源としている。今年のNHK大河ドラマの「八重の桜」の舞台にもなったことから多くの観光客を集めている。明治22年、当時の若松町が福島県で初の市制を施行して若松市となり、周辺町村の編入などを繰り返し、昭和30年の7村編入時に会津若松市に市名を変更し、現在に至っている。

(2) 飯田市議会

飯田市は、面積 658.73km²、人口 105,750 人、世帯数 39,040 世帯（平成 25 年 4 月 1 日現在）であり、信州で最も南にある市で、7 度の市町村合併、南信州広域連合、定住自立圏を形成し、長野県内では長野市、松本市、上田市に次ぐ 4 位の人口を有する。

江戸時代には飯田藩の城下町として栄え、現在はりんご並木・市田梅・人形劇の街として発展し、城下町の面影を残す町並みと今にも残る多くの伝統芸能を有し、南信州の小京都となっているほか、天竜峡（天竜奥三河国定公園）、上村下栗の里（日本の里 100 選）、遠山郷の霜月祭（国指定重要無形民俗文化財）などの観光資源を有する。近年では「環境文化都市」として太陽光発電などにも力を入れ、平成 39 年開通予定の東京・名古屋間リニア中央新幹線の飯田駅誘致に向けて取り組んでいる。

4 調査結果の概要

(1) 会津若松市議会における「議会報告・意見交換会を起点とした政策形成サイクルについて」の調査結果の概要

会津若松市議会は、議会基本条例（平成 20 年 6 月制定）に基づき、「議会報告・市民との意見交換会を起点とした政策形成サイクル」を実施している。意見交換会は、市民の意見・提言・要望等をもとに調査・研究を進め、政策討論会を実施のうえ政策提言につなげている。1 年間を通じた議会活動を行う必要性から、通年議会制を視野に入れ、今年 6 月には予算決算常任委員会を設置し、現在、自治基本条例制定に向けた議会提案を検討中である。

① 導入の背景

会津若松市議会の市民との意見交換会は、主権である市民からの意見を「起点」とするものである。聴取後に常任委員会、分科会（任意）および政策討論会で調査・研究、議員（委員）間討議を行い、具体的な政策をつくっている。さまざまな個別の意思を一般化・統合化し議会力を高めるべく、数多くの意見を帰納法的に課題設定し、解決策を講じ市民意見・要望に応じている。

② 課題と解決方法

市民との意見交換会（地区別「年 2 回／5 月、11 月」と分野別の 2 パターン）は、平成 20 年度から実施しており、この運営は広報広聴委員会が担う。当初は、市民意見を市長に伝達するのみであったが、議会として「政策情報」として蓄積し課題を具体的に解決する。現在では、聴取した意見・提言・要望等をフローチャートに基づいて整理し、市民意見を 7 分類し、分科会（任意）で協議を開始するものである。これまでの政策形成サイクルによる提言等は、以下のとおりである。

平成 20 年度の政策提言
1 水道事業の第三者委託
2 議会活動・議員活動と議員報酬・議員定数等との関連性およびそれらのあり方（平成 20 年度）
平成 21 年度の政策提言
1 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想（素案）の再考に関する決議
平成 22 年度の政策提言
1 財政の持続可能性について（1 提言）
2 ごみの減量化について（8 提言）
3 溢水に強い基盤整備について（8 提言）
4 市営住宅の今後の方向性について（8 提言）
平成 23～24 年度の政策討論会テーマ
1 健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～
2 均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について
3 今後の地域社会福祉のあり方について
4 地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について
5 地場産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）について
6 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について
7 都市計画の基本的方向性について
8 雨水流出抑制による総合的な治水対策について
9 社会資本整備による都市計画の全体最適性について（道路、公園、住宅、上下水道などの公共施設整備のあり方）
平成 25 年度 of 取組
1 湊地区水資源問題に係る検討

③ 制度設計

市民の意見・提案への課題策に対し、各議員の意思を一般化・統合化する政策形成サイクルのフローは、次のとおりである。

- 課題発見 市民からの意見・提案聴取
- 課題設定 意見整理（問題発見・市民意見を 7 つに大分類）
- 課題決定 課題の設定（決定）
- 問題分析 政策討論会で意見交換会（問題所在等の意見交換）
- 政策立案 政策討論会・常任委員会で調査・研究と政策立案

- **政策決定** 本会議・委員会で議案審議・議決
- **政策執行** 執行機関の執行
- **政策評価** 予算・決算審査・一般質問

④ その他の特筆すべき点

特に、政策討論会の取組が顕著である。政策討論会の下部組織として4分科会（任意）を設け、議会閉会中も活動を可能としている。分科会では政策研究を機軸としており、学識経験者等から専門的知見としての助言を得ている。

2段階の政策討論会を実施し、i)問題分析・論点整理のための政策討論会と、ii)政策立案のための政策討論会により議員間討議を行っている。特にii)では、争点ごとに討論を行い、合意点を仮説として立案し、その仮説を意見交換会で説明し、政策討論会で検証し論点化に導いている。政策立案の結論に至った場合には、議会提案として市長に対し政策提言する。政策立案に至らなかった場合は、争点情報として取り扱い、審議における討議材料として活用している。



会津若松市議会の政策形成サイクルを説明する議長と議員（写真右、中央が議長）。

(2) 飯田市議会（長野県）の「決算審査等をベースとした政策形成サイクル」の調査結果の概要

飯田市議会（長野県）は、「決算審査等をベースとした政策形成サイクル」を実施している。議会による行政評価を実施し、第5次飯田市基本構想基本計画を議決したことから、行政評価手法による進行管理を行うとともに決算認定に結びつけている。常任委員会ごとに施策の方向性と事務事業の貢献度を評価し、決算認定の附帯意見として市に提言するとともに、その後の予算への反映状況について、執行機関側の説明を受け質疑を行った後、当初予算審査に臨んでいる。

① 導入の背景

飯田市議会は、平成12年の地方分権一括法の施行に基づき、「議会のあり方研究会」を設置し（平成14年度）、議会審議の改革や政策立案などの検討を踏まえ、議会提案による自治基本条例法を可決（平成18年9月）している。さらに議会改革検討委員会・行財政

改革検討委員会・議会議案検討委員会の3委員会を設置（平成19年）している。平成25年3月には議会改革・運営ビジョンを策定し、具体的に議会改革を進めており、その一環として政策形成サイクルを導入しているものである。なお、議会基本条例は、現時点で制定していない。

② 課題と解決方法

飯田市自治基本条例には、市議会の役割として、次の規定がある。

（市議会の役割）
 第22条第2項では、「市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。」

第5次基本構想基本計画を議決事項に追加（平成19年）し、その責務から進行管理に努めている。行財政改革検討委員会では重点協議項目として「行政評価の活用」を掲げ、評価結果を踏まえて決算審査に臨み、執行機関に対し議会としての政策を提言している（平成20年度）。

飯田市議会の行政評価の取組

平成20年度
<ul style="list-style-type: none"> ・825件の事務事業評価は、従来どおりの「主要な施策の成果説明書」を基に決算審査により、活動量を確認した。 ・42件の施策評価は、行政評価による決算審査により、施策目標の達成に向けて効果的に手段（事務事業）が展開されているかをチェックした。
平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・「主要な施策の成果説明書」とともに「施策ごとの事務事業実績評価表」および「施策マネジメントシート」をもとに評価し、議会施策チェック表と議会議務事業チェック表をもとに協議結果を「提言書」として集約した。
平成22年度
<ul style="list-style-type: none"> ・42件の施策、860件の事務事業のうち、4常任委員会で160件を抽出し、執行機関から説明を受ける。 ・抽出した中から全施策42件および事務事業53件を選定し、評価を実施した。 ・執行機関に対し92件について提言した。
平成23年度
<ul style="list-style-type: none"> ・42件の施策、825件の事務事業のうち、4常任委員会で153件を抽出し、執行機関から説明を受ける。 ・抽出した中から事務事業53件を選定し、評価を実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関に対し 53 件について提言した。
平成 24 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 42 件の施策、824 件の事務事業のうち、4 常任委員会で 103 件を抽出し、執行機関から説明を受ける。 ・ 抽出した中から事務事業 53 件を選定し、評価を実施した。 ・ 執行機関に対し 53 件について提言した。

③ 制度設計

評価制度のスケジュールなどは次のとおりである。

- ・ 閉会中の常任委員会の所管事務調査として集中協議

ステップ 1（7月中旬）

施策・事務事業の成果説明会の開催

ステップ 2（7月下旬）

個々の議員による評価

ステップ 3（8月上旬）

各委員会協議会において各委員会の意見集約

ステップ 4（8月下旬）

全員協議会において検討経過の確認

- ・ 9月定例会（決算審査）への反映と最終日提言

執行機関側から決算報告を受け、ステップ 4 の意見を踏まえ、提言内容を確認し、定例会最終日に評価結果・提言書を市長に提出する。

- ・ 3月定例会（予算審査）への反映と反映状況に対する委員会報告

予算への反映状況を説明し、予算審査の前段で提言への反映状況の説明を執行機関に求め、質疑を行い、予算審査に臨んでいる。予算への反映状況についての審査も行い、委員会中に執行機関から反映状況を報告させている。

④ その他の特筆すべき点

ア 施策評価の方法

a 施策展開の方向性を評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の説明は執行機関が行う
<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通知した施策について施策マネジメントシートにより説明
b 議会としての評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題意識は正しいか
<ul style="list-style-type: none"> ・ どこが主体となるべきか（主体が行政の場合は、その役割発揮度など）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位政策実現への貢献度は

イ 事務事業評価の方法

a	評価対象は前年度実施の各事務事業
	・事務事業の説明は執行機関が行う
	あらかじめ通知した事務事業について事務事業進行管理表により説明
b	議会としての評価の視点
	・どこが主体となるべきか（主体が行政の場合は、その役割発揮度など）
	・施策実現への貢献度は
	・目標の達成状況は
	・取組の工夫などによる成果向上の余地はあるか
	・今後の方向性は（拡大・現状維持・改善・縮小・廃止）



飯田市議会の政策形成サイクルを説明する吉川議員（写真右）。芽室町の通年議会、通年発行の議会だよりについて逆質問もあった。

6 調査のまとめ

(1) 会津若松市議会と飯田市議会に共通する理念および方策等

両市議会の政策形成サイクルは、議会として執行機関に政策提言を行い、計画や予算に反映させるものである。ともに執行機関の政策形成の年間スケジュールに議会政策形成サイクルを組み込んでいる。

会津若松市議会の政策形成サイクルは、毎年5月に市民との意見交換会を行い、意見・提言を政策に生かし、政策討論会や常任委員会における議員（委員）間討議によって仮説を立て、11月に再度意見交換会を実施し、議会としての政策提言をまとめ、3月定例会終了後に次年度予算等への反映を念頭に、市長に申し入れるものである。

飯田市議会の政策形成サイクルは、総合計画の進行管理を基調とする。決算審査をベースとして、施策および事務事業シートから抽出調査を行い、9月定例会最終日（定例会終了後）に市長に政策を直接提言する。決算審査時期に次年度予算への反映を目的に活動し、翌年3月の予算審査で予算化されたかどうかについてチェックするものである。

さらに両市に共通する内容等は次のとおりである。

- ① 実質的な二元代表制の確立を目指した意識と取組
二元代表制を踏まえ、「まちづくりと市民の福祉の向上」のため、プロセスを経て、執行機関と是々非々で政策論争していること
- ② 住民の声の反映
議会報告会と意見交換会を通じ住民の意見を聴きながら、まちづくりに反映していること
- ③ 議員間討議による政策形成能力の向上
政策および施策を調査し、予算や決算を審査するのみではなく、議会として評価をもとに決算認定を行い、次年度予算への反映を提言していること
- ④ 執行機関への提言
執行機関側が議会提言に真摯に対応していることから、議会側も執行機関の姿勢に一定の評価をしていること

(2) 制度の進化

両市議会の政策形成サイクルには、前記のとおり共通点も多いが、導入の根拠や実践の方法などは異なる点も確認した。

さらに、両市議会ともに現在の取組にとどまることなく、さらなる制度充実を追求し続ける姿勢には敬服するものがあり、会津若松市議会は「飯田市議会の手法を取り入れたい」とし、飯田市議会は「会津若松市議会の手法を導入したい」との発言も印象に残ったところである。

議会報告と意見交換会等の比較

	会津若松市議会	飯田市議会	芽室町議会
名 称	市民との意見交換会	議会報告会	議会報告と町民との意見交換会
開 催 月	5月と11月	10～11月	10・11月と1月
H24 地区別開催	15会場×年2回	6会場	農村部3会場 市街地3会場 最終1会場
H24 参加人数計	409人	461人	115人
H24 団体開催	分野別4団体		分野別7団体
テーマ・内容	・政策討論会分科会の進捗状況 ・各地区の課題	・各常任委員会から5項目 ・各地区の課題	・議会運営の報告 ・参加者からの自由意見・要望聴取

決算審査と執行機関への政策提言方法の比較

	会津若松市議会	飯田市議会	芽室町議会
決算審査と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 6 月から予算決算常任委員会を設置。 ・政策評価に基づく決算審査を検討中。 ・評価に基づく決算審査から予算審査の連動化を検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算審査特別委員会を設置。 ・行政評価手法による進行管理を行い決算認定に結びつける。 ・常任委員会ごとに施策の方向性と事務事業の貢献度を評価し、決算認定の附帯意見を提出する。 ・予算化の反映状況について説明を受け質疑を行い予算審査に臨む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度から決算審査特別委員会を復活。 ・平成 23,24 年度は各常任委員会で決算内容を任意調査。 ・平成 25 年度から各常任委員会で成果説明書から抽出し事務時事業マネジメントシートを調査する。
通年議会	検討中	検討中	実施
政策提言の実施	実施	実施	試行
政策提言の方法	3 月定例会終了後	9 月定例会終了後	検討中
政策提言の時期	市長に直接提言	市長に直接提言	検討中

7 委員会としての総括

両市議会は、政策形成システム導入の先陣を切り、全国の地方議会に新風を送り続けている。導入の根拠として、「立案する政策（構想・計画・実行・予算・条例）等について、執行機関の方針が固まった段階で議会側に示され、調査時間の不足と議会意思が反映されなかった経緯がある。市民の意見・提案を背景に所管事務調査を行い、あるいは、決算審査時期をポイントとして、事務事業を絞り込み、議員間討議により解決策を論点化し、政策形成システムの中に議会を位置づけた」という説明が両市議会からなされ、ここに共感を覚えたところである。

本町議会にも、第 4 期芽室町総合計画後期実施計画を議決した責務がある。

このことは、期間中の毎年度の予算および決算を追認する意味ではない。また否決や不認定、修正等を前提としたものでもない。今後は、実行計画に対しても明確に政策提言をし、各年度予算案へ反映のうえ予算審査に臨むことが求められる。各常任委員会においては、施策・事務事業マネジメントシート、決算資料、次年度実行計画、個別計画などを

総合的に調査し、現地調査および意見交換会で町民の意見を聴き、議員間で討議を進める中で論点化を図る必要がある。

本町議会では、自治基本条例および議会基本条例の規定に基づき、政策形成する議事機関、最高意思決定機関としての議決機関としての両責務を果たす意味合いから、両市議会のそれぞれの手法を取り入れた政策形成サイクルを構築したい考えであり、このことは全国の地方議会においては初めて試みとなる。

芽室町議会独自の政策形成システムの構築に向けては、次の6点が重要となる。

- (1) 通年議会制を生かし、常任委員会を中心とした年間スケジュール化
- (2) 議会報告と町民との意見交換会からの意見・提言の積極的な調査・研究
- (3) 決算審査に基づく事務事業の選定と実行計画の積極的な調査・研究
- (4) 議員（委員）間討議の充実と政策討論会の実施
- (5) 執行機関への政策提言の実施と検証
- (6) 議会の広報広聴機能のさらなる充実化

二元代表制に基づく政策形成サイクルを確立するためには、執行機関側と議会側との真摯な協議が必然となる。

議会からのサイクルの確立を目指し、町民はもとより議会モニター、議会改革諮問会議委員および議会サポーター、北海道大学公共政策大学院等の協力も得ながら、「チーム芽室町議会」として全力を注いでいく所存である。



北海道芽室町議会

082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

<http://www.memuro.net/gikai/gikai.htm>

e-mail g-shomu@memuro.net

tel0155-62-9731 fax0155-62-9813